

EPA原産地規則について

【ケーススタディを中心に】



2020年10月
名古屋税関
原産地調査官

目次

I. EPA税率適用のための条件(各協定共通)

II. ケーススタディ

I. EPA税率適用のための条件(各協定共通)

EPA税率の適用条件

条件① EPA税率

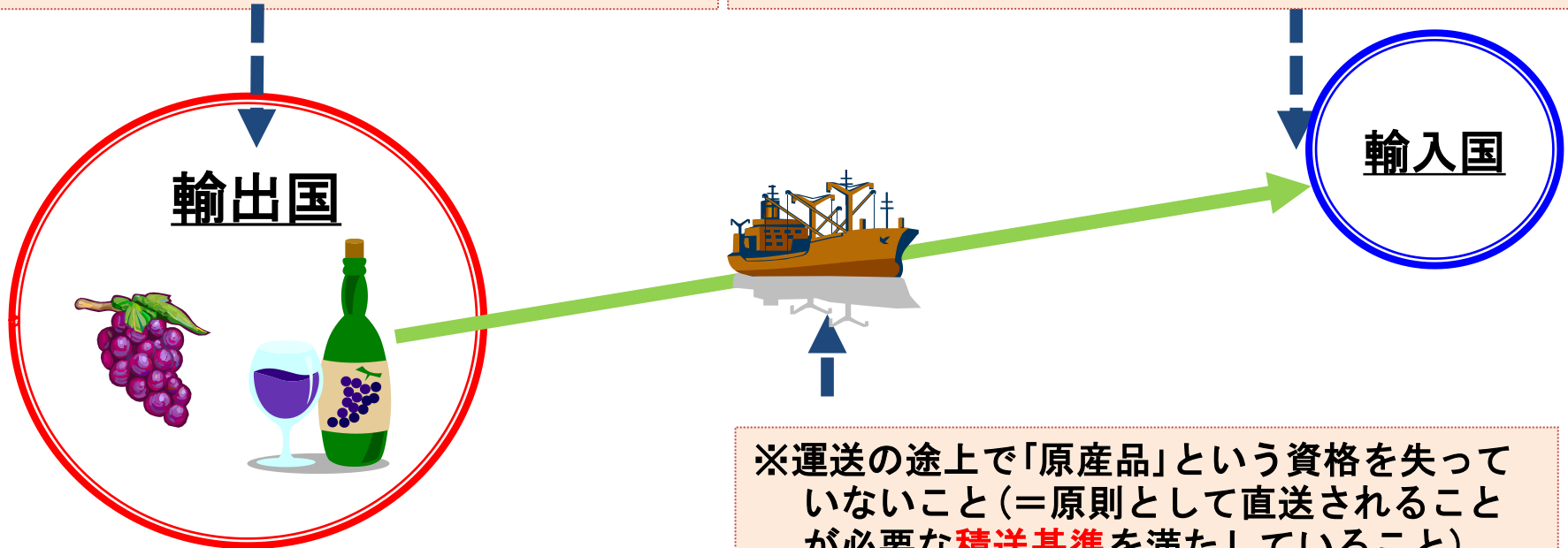
輸出入される産品に関し、**EPA税率が設定**されていること

条件② 原産地基準

生産された貨物が、「**原産品**」であると認められること(=原産地基準を満たしていること)

条件③ 手続的要件

税関に対して、**原産地証明書**又は**原産品申告書等**及び(必要に応じ)運送要件証明書を提出するなど、**必要な手続き**を行うこと



※運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=原則として直送されることが必要な**積送基準**を満たしていること)

条件① EPA税率が設定されていること

■ 手順1 関税分類番号の確認

- 輸入しようとする製品の関税分類番号「HS番号及び統計細分」を確認



HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の品目表の番号
6桁まであり、同条約締結国間で共通。

類(2桁)・・・(例)第20類
項(4桁)・・・(例)第20.01項
号(6桁)・・・(例)第2001.10号

6桁以降は各国別の統計細分であり、日本の場合は3桁で設定。
HS6桁に細分3桁を加えた9桁を統計番号という。

統計番号(9桁)・・・(例)2001.10-200

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

2019年4月1日現在

統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 H.S. code		
20.01		食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分
2001.10		きゅうり及びびがーキン
	100	1 砂糖を加えたもの
	200	2 その他のもの
2001.90		その他のもの
		1 砂糖を加えたもの
	110	(1)パイヤ、ボポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン
	120	(2)スイートコーン
	130	(3)ヤングコーンコブ
	140	(4)その他のもの
		2 その他のもの
	210	(1)パイヤ、ボポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ

条件① EPA税率が設定されていること

■ 手順2 EPA税率の確認

物品を日本に輸入する場合のEPA税率は、NCBoard・税関ウェブサイトの「実行関税率表」で調べることができます。

第4部 調製食品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

2019年4月1日現在

設定されていない品目があることに注意！！

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate					シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	TPP11 (CPTPP)	欧州連合 EU
番号 H.S. code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC					
20.01		食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分										
2001.10		きゅうり及びガーキン										
	100	1 砂糖を加えたもの	15%		(15%)	12%	無税	無税	無税	10%	10%	
	200	2 その他のもの	12%		(12%)	9%	無税	無税	無税	無税	無税	
2001.90		その他のもの										
		1 砂糖を加えたもの										
	110	(1)パイヤ、ボポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	10%		7.5%	3.8%	無税	無税		無税	無税	
	120	(2)スイートコーン	17.5%		10.5%		無税	無税		7%	7%	
	130	(3)ヤングコーンコブ	28%		16.8%		無税	3.2%		2.1%	無税	
	140	(4)その他のもの	15%		(15%)	12%	無税	無税	無税	無税	無税	
		2 その他のもの										
	210	(1)パイヤ、ボポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	10%		6%	3%	無税	無税		無税	無税	

条件② 貨物が「原産品」とであると認められること

「原産品」の要件

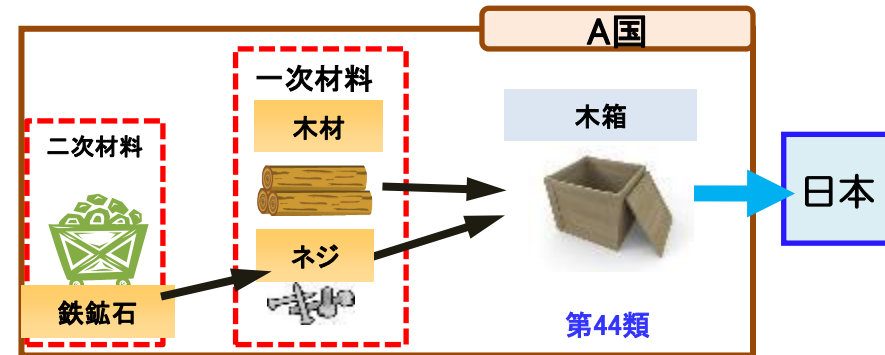
①.完全生産品

その「生産」に1カ国のみが関与する(=「生産」が1カ国で完結している)産品

タイプ1:農水産品、鉱業品の一次産品

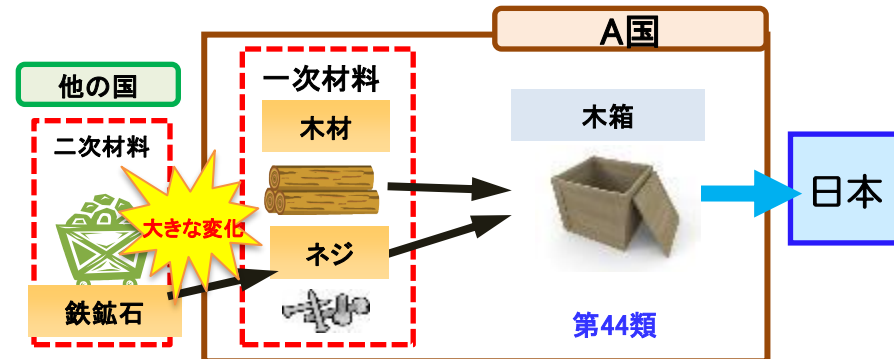
タイプ2:くず、廃棄物やそれらから回収される物品

タイプ3:完全生産品のみから生産される物品



②.原産材料のみから生産される産品

生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、外見上は1カ国で生産・製造が完結しているように見えるが、実際には他の国の材料(非原産材料)を使用しているもの



③.実質的変更基準を満たす産品

使用された非原産材料に加工等を加え、「実質的変更」(=大きな変化)をもたらしたことにより原産品となるもの

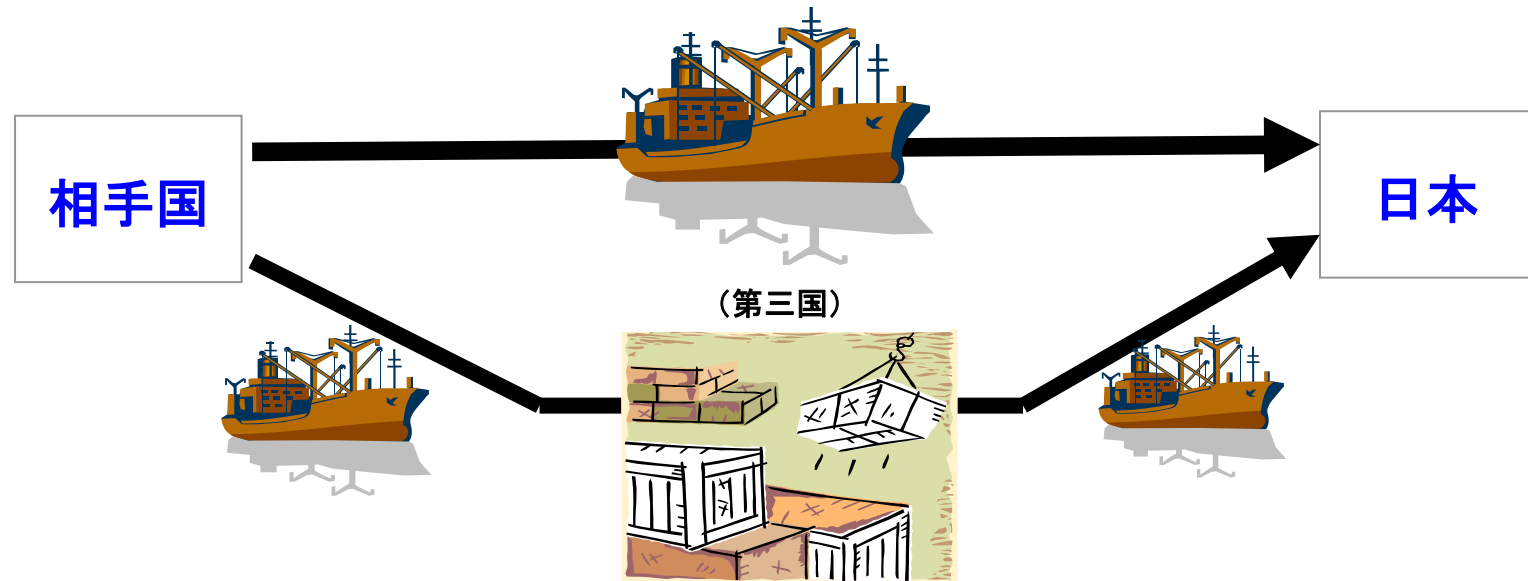


積送基準（変更の禁止）

一方の締約国の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準。以下の場合には、引き続き原産品と認められる。

以下の①②いずれかの条件を満たす場合、商品は引き続き原産品と認められる。

① 直送されること



- ② 第三国を経由する場合は、税関の管理下におかれ、新たな作業（積卸し、蔵置等を除く）が行われていないこと

原産地証明手続の種類

輸入される産品が原産地基準を満たす原産品であることを税関に証明する方法 (原産地証明手続)には以下の3種類が存在する。

① 自己申告制度

- 原産品であることを証明する書類：原産品申告書等
…輸入者等が自ら作成する「輸入貨物が原産品である」旨の申告書
- 日オーストラリアEPA(②と併用)、TPP11、日EU・EPA及び日米で採用。

② 第三者証明制度

- 原産品であることを証明する書類：原産地証明書
…輸出国の商工会議所等の公的機関が発行する原産地証明書
- TPP11、日EU・EPA及び日米を除く、締結済のすべてのEPAで採用。

③ 認定輸出者による自己証明制度

- 原産品であることを証明する書類：原産地申告
…輸出国の政府が認定した者のみ自己証明が可能
- 日メキシコ、日スイス、日ペルーEPAで採用(いずれも②と併用)。

Ⅱ ケーススタディ

- (1) 帽子 (日アセアンEPA)
- (2) コークス (日ベトナムEPA)
(日アセアンEPA)
- (3) ペットフード (日タイEPA)
(日アセアンEPA)
- (4) 8-ヒドロキシキノリン (日タイEPA)
- (5) 女性用革靴(日ベトナムEPA)
- (6) 女子用ブラウス(第62.06項)
ししゅうした産品(日EUEPA)【参考】
- (7) トマトジュース(日米貿易協定)【参考】

(1) 帽子(日アセアンEPA)

(1) 帽子(日アセアンEPA)

ベトナムで帽子(HS65.05)を生産するが、日アセアンEPA上のベトナム原産品と認められるか？

材料

- 中国産
 - 表生地(第55.14項)
 - 芯地(第55.12項)
- 日本産
 - アジャスター(第39.26項)
- ベトナム原産品
 - つば芯(第39.26項)
 - 縫糸(第55類)

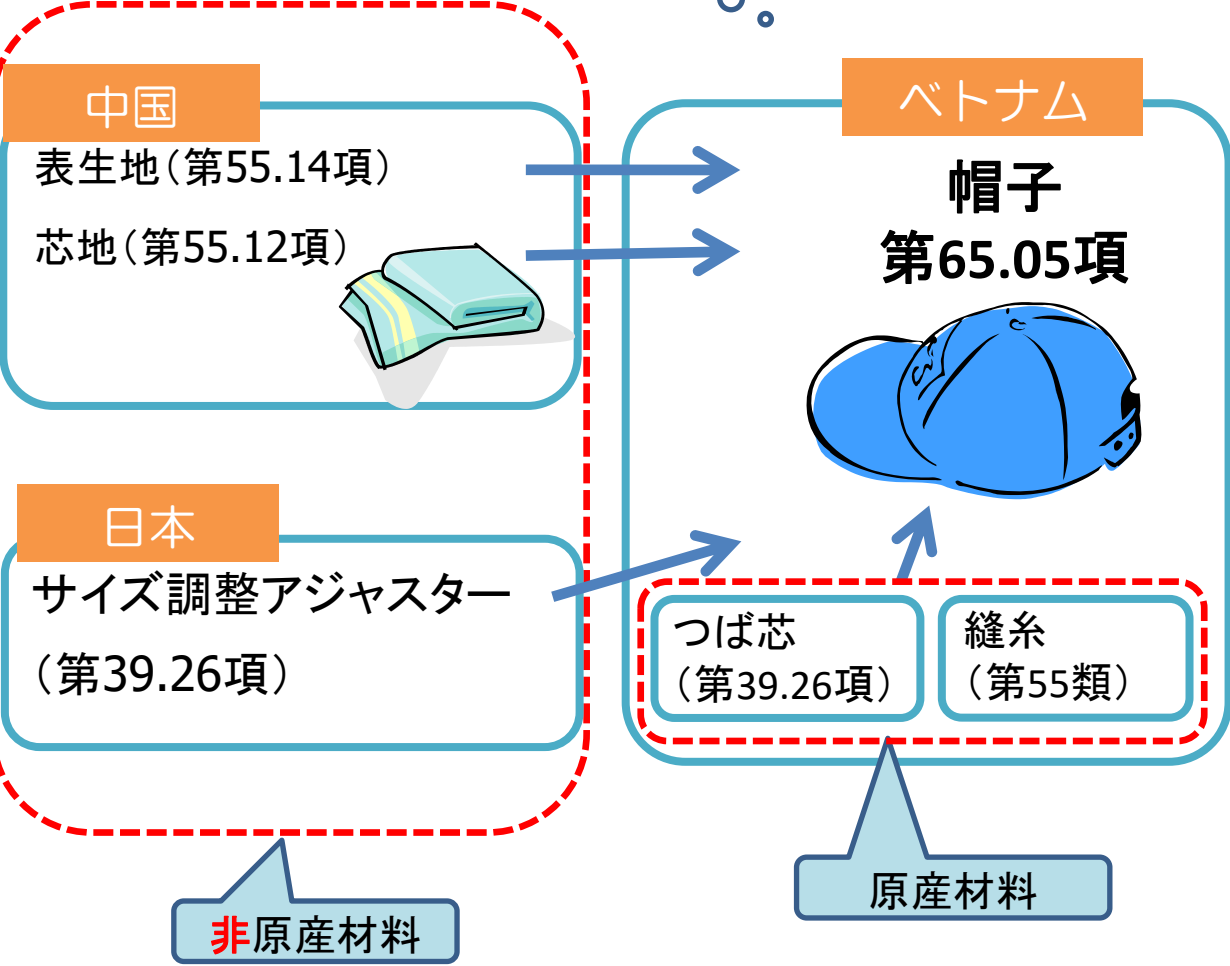
ベトナム



帽子
第65.05項

(1) 帽子(日アセアンEPA)

原産地基準を満たしているか？



非原産材料を使用



× 完全生産品
× 原産材料のみから生産される製品



実質的変更基準を満たす製品であるかどうか検討



品目別規則を確認

(1) 帽子(日アセアンEPA)

日アセアンEPA 第24条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、次条に定めるもの

(b) 非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの

(c) 一又は二以上の締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

一般ルール

第26条

1 第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。

(a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の域内原産割合(以下「RVC」という。)が40%以上の産品であつて、生産の最終工程が当該締約国で行われたもの

(b) 当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更(以下「CTC」という。)であつて4桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われた産品

産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がこの(a)又は(b)の規定のいずれかを用いるかについて決定することを認める。

2 1の規定に関わらず、品目別規則の対象となる産品は、附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原産品とする。

基準を満たしているか検討するのは非原産材料のみ

品目別規則

品目別規則を確認すると...

中国

表生地(第55.14項)

芯地(第55.12項)



日本

サイズ調整アジャスター(第39.26項)



ベトナム

帽子
第65.05項

つば芯
(第39.26項)

縫糸
(第55類)

(1) 帽子(日アセアンEPA)

※品目別規則の調べ方について

日アセアンEPA
附属書二 品目別規則

(抜粋)

六五・〇五

輸入貨物のHS
番号の箇所を
確認

項(HS4桁)の変更

**適用すべき実質的変更
基準の種類が記載され
ている。**

※協定によっては略号で記載されて
いる場合がある。略号の意味につ
いては品目別規則の巻頭に記載の一
般的注釈で確認できます。

帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレー
ス、フェルトその他の紡織用繊維の織物類(スト
リップのものを除く。)から作ったものに限るもの
とし、裏張りしてあるかないか又はトリミングして
あるかないかを問わない。)及びヘアネット(材料
を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又は
トリミングしてあるかないかを問わない。)

CTH

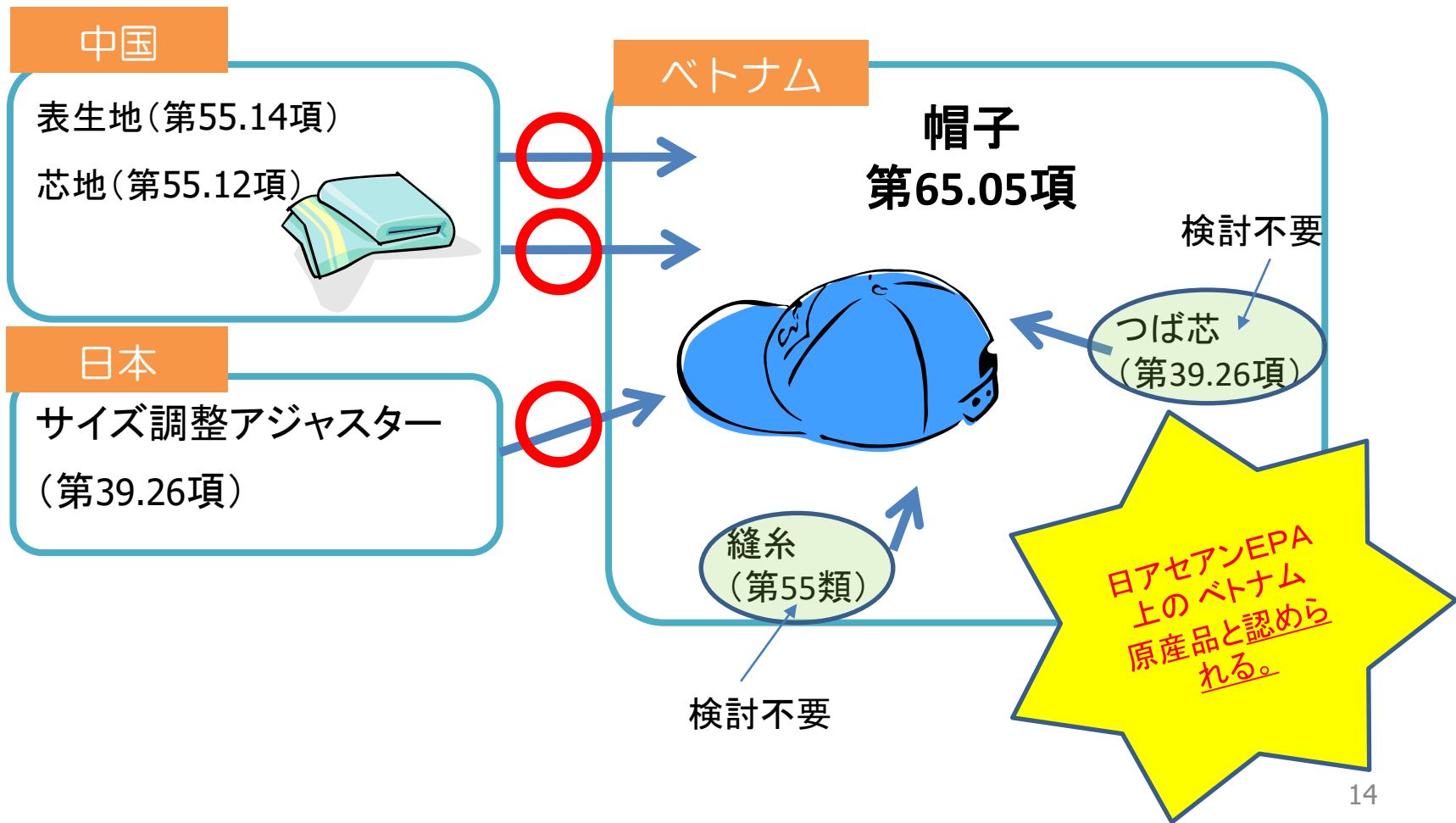
注釈

1 この附属書に定める品目別規則の適用上、

(c) 「CTH」とは、各類、項、号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産
に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準に
おけるもの(すなわち、項の変更)が行われたことをいう。

(1) 帽子(日アセアンEPA)

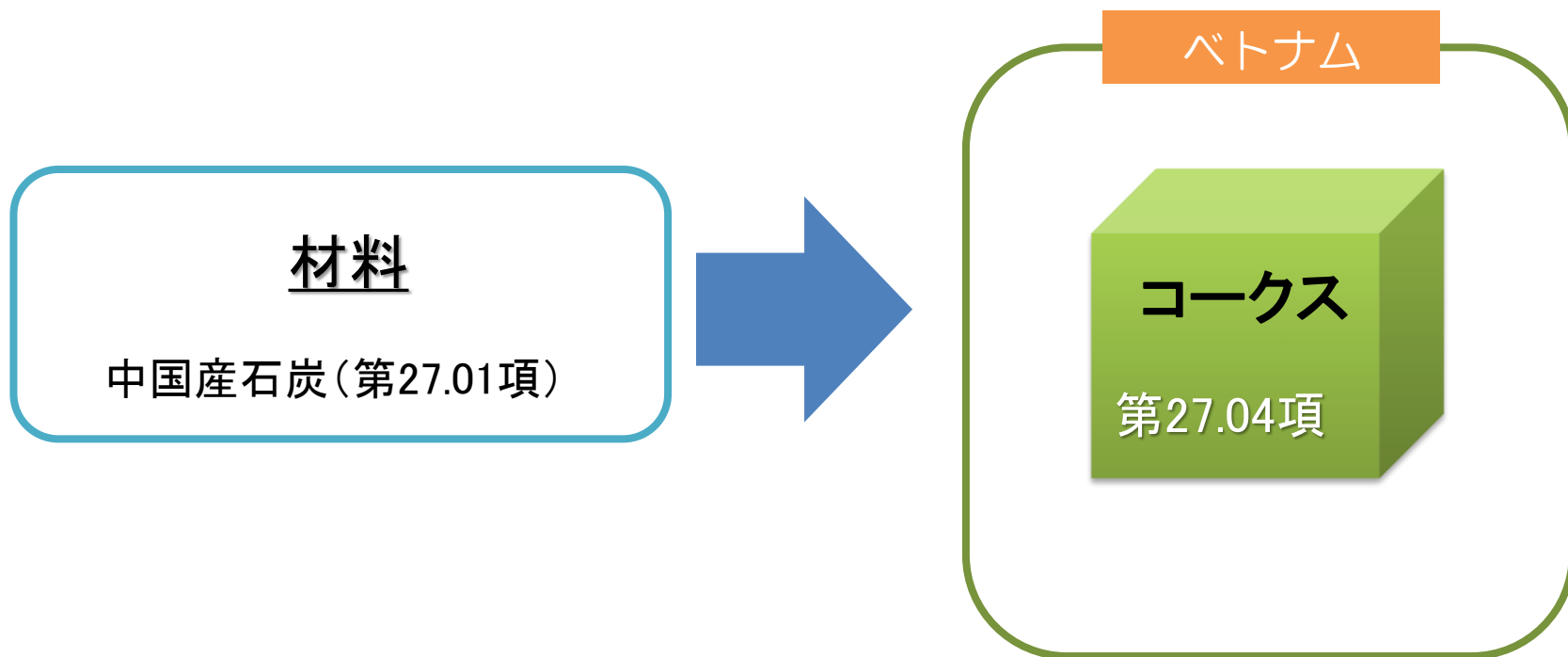
日アセアンEPA品目別規則: 65.05
CTH: Change of Tariff Heading (製品への他の項の材料からの変更)



(2) コークス (日アセアンEPA)
(日ベトナムEPA)

(2) コークス(日アセアンEPA、日ベトナムEPA)

下記の材料を使用し、ベトナムで生産するコークス(HS27.04)は、日アセアンEPA及び日ベトナムEPA上のベトナム原産品と認められるか？



(2) コークス(日アセアンEPA)

-1. 日アセアンEPAの場合

日アセアンEPA第26条1

第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。

(a) 又は(b)を満たせばよい。
(今回の事例では(a)は検討しないこととする。)

(a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の域内原産割合が40%以上の産品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

(b) 当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において**統一システムの関税分類の変更であって4桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)**が行われた産品

第26条2

1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる産品は、附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原産品とする。

日アセアンEPA品目別規則
に第27.04項の規定はない。
→一般ルール(同条1)

中国

石炭
(第27.01項)

ベトナム

コークス
第27.04項

(2) コークス(日アセアンEPA)

-1. 日アセアンEPAの場合

日アセアンEPA第26条1

第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる商品は、締約国の原産品とする。

(a) 又は(b)を満たせばよい。
(今回の事例では(a)は検討しないこととする。)

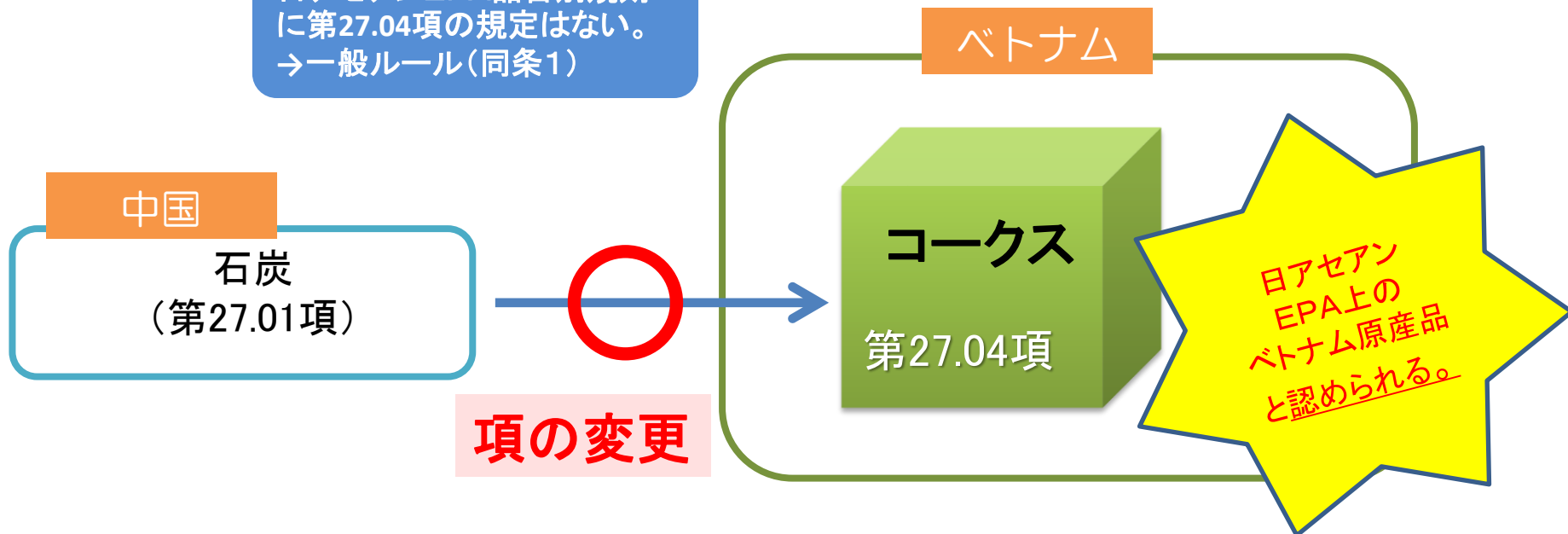
(a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該商品の域内原産割合が40%以上の商品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

(b) 当該商品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において**統一システムの関税分類の変更であって4桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)**が行われた商品

同条2

1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる商品は、附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原産品とする。

日アセアンEPA品目別規則に第27.04項の規定はない。
→一般ルール(同条1)



(確認)一般ルールについて

品目別規則に規定のない産品は、一般ルールを適用する。

	一般特惠	日アセアンEPA 日スイスEPA 日ベトナムEPA	日インドEPA	その他のEPA
一般ルール	他の項の材料からの変更	他の項の材料からの変更 <u>又は</u> 付加価値40%以上	他の号の材料からの変更 <u>及び</u> 付加価値35%以上	全ての産品について品目別規則が規定されているため一般ルールは存在しない

(2) コークス(日ベトナムEPA)

-2. 日ベトナムEPAの場合

日ベトナムEPA品目別規則 第27.04項 :

CC

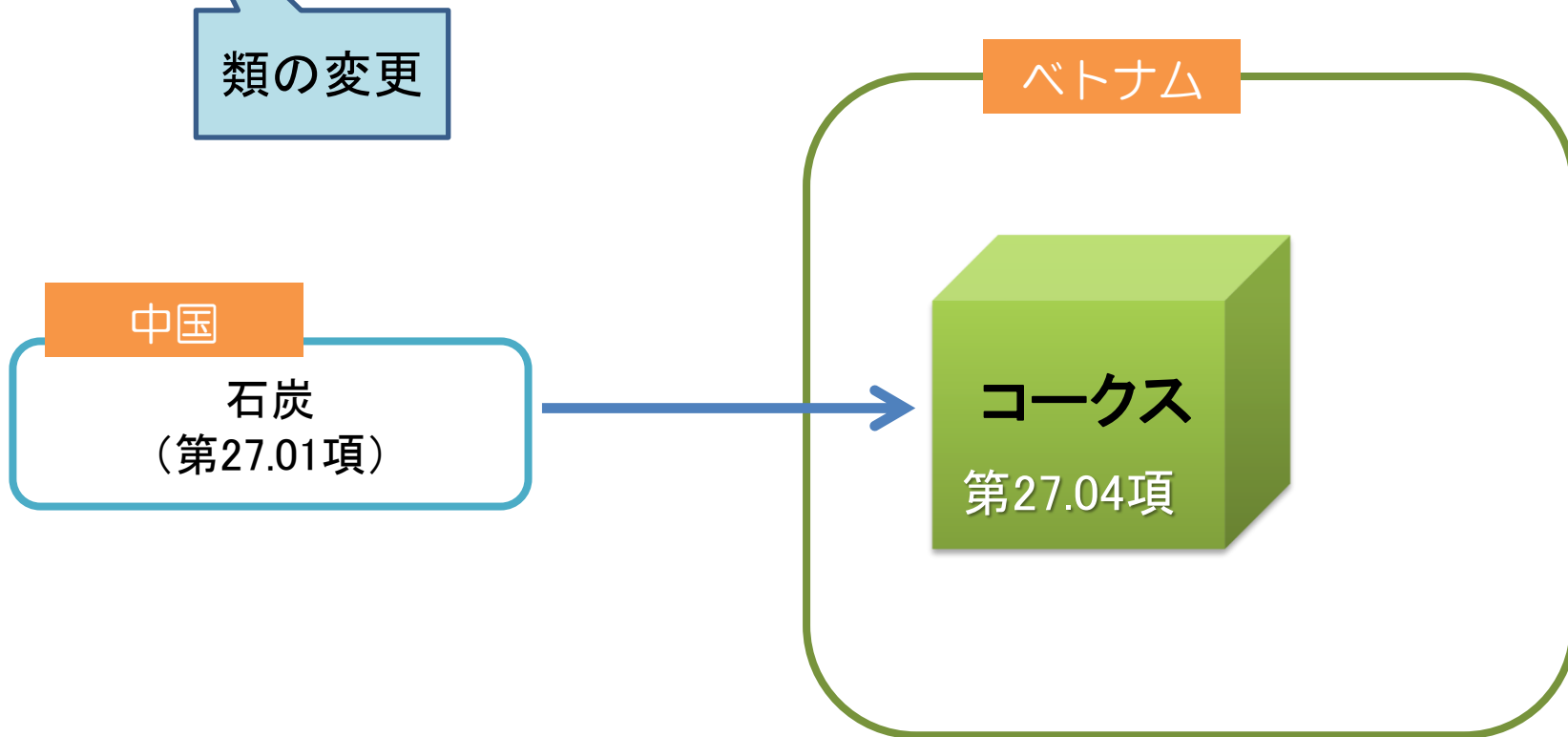
類の変更

中国

石炭
(第27.01項)

ベトナム

コークス
第27.04項



(2) コークス(日ベトナムEPA)

-2. 日ベトナムEPAの場合

日ベトナムEPA品目別規則 第27.04項 :

CC

類の変更

中国

石炭
(第27.01項)



ベトナム

コークス
第27.04項

項の変更がない

日ベトナム
EPA上のベト
ナム原産品と
認められない。

(2) コークス

(参考)コークス(第27.04項)に係る品目別規則の比較

特典	品目別規則	特典税率
シンガポール	号変更又は原産資格割合40%以上	無税
メキシコ	項変更	
マレーシア	号変更又は原産資格割合40%以上	
チリ	項変更	
タイ	項変更又は締約国での化学反応	
インドネシア	号変更又は原産資格割合40%以上	
ブルネイ	号変更又は原産資格割合40%以上	
アセアン	項変更又は域内原産割合40%以上(協定第26条)	
フィリピン	項変更又は原産資格割合40%以上	
スイス	項変更又は原産資格割合40%以上(協定附属書2第4条)	
ベトナム	類変更	
インド	号変更及び原産資格割合35%以上(協定第29条)	
ペルー	項変更又は原産資格割合40%以上	
オーストラリア	項変更又は締約国での化学反応	
モンゴル	項変更又は原産資格割合40%以上	
(GSP)	項変更(関税暫定措置法施行規則第9条)	

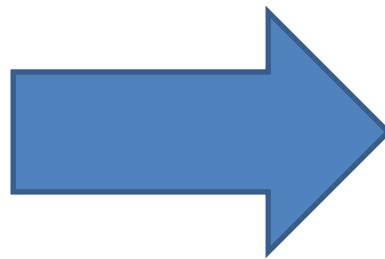
(3) ペットフード(日タイEPA)
(日アセアンEPA)

(3) ペットフード(日タイEPA、日アセアンEPA)

下記の材料を使用し、タイで生産するペットフード(HS23.09)は、日タイEPA及び日アセアンEPA上のタイ原産品と認められるか？

材料

- タイ原産品 豚肉
(第02.06項)
- インド産 まぐろフィレ
(第03.04項)
- 中国産 とうもろこし
(第07.12項)
- ベトナム原産品 かつお節
(第16.04項)



タイ



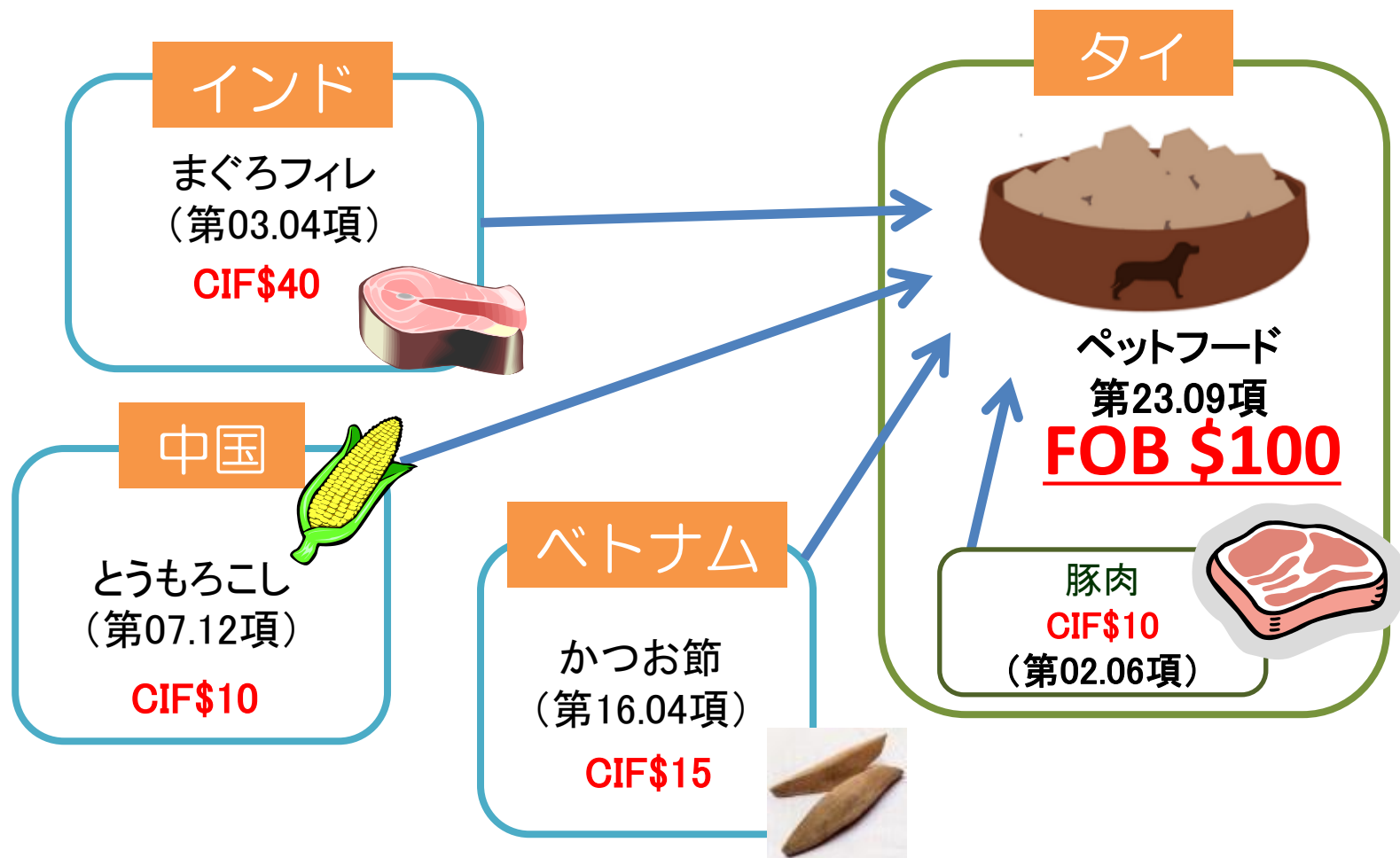
ペットフード
第23.09項

(3) ペットフード(日タイEPA)

-1. 日タイEPAの場合

日タイEPA品目別規則 第23.09項：
原産資格割合が**40%以上**であること
(第23.09項への関税分類の変更を必要としない。)

付加価値基準



(3) ペットフード(日タイEPA)

-1. 日タイEPAの場合

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額(FOB)} - \text{非原産材料価額(CIF)}}{\text{製品の価額(FOB)}} \times 100$$

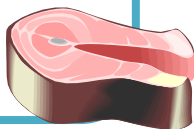
第28条 原産品 4(b)
製品の原産資格割合は、次の
計算式により算定する。

$$\frac{100 - (40 + 10 + 15)}{100} = 35\% < 40\%$$

インド

まぐろフィレ
(第03.04項)

CIF\$40



中国

とうもろこし
(第07.12項)

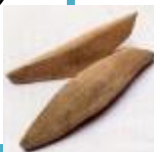
CIF\$10



ベトナム

かつお節
(第16.04項)

CIF\$15



タイ



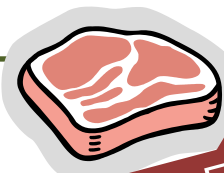
ペットフード
第2309.10号

FOB \$100

豚肉

CIF\$10

(第02.06項)

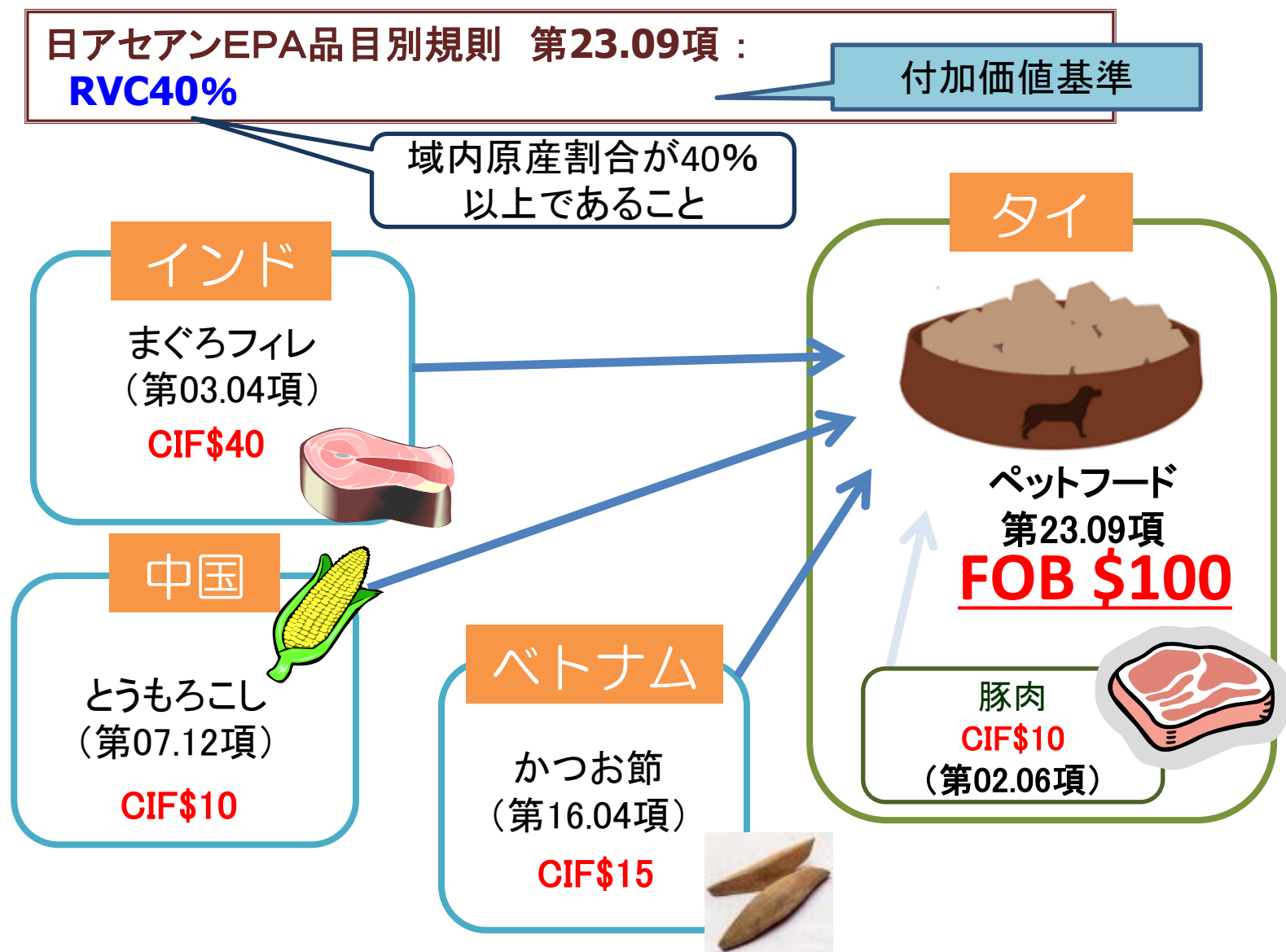


原産材料

日タイEPA
上のタイ原
産品と認め
られない

(3) ペットフード(日アセアンEPA)

-2. 日アセアンEPAの場合



(3) ペットフード(日アセアンEPA)

-2. 日アセアンEPAの場合

$$\text{RVC(域内原産割合)} = \frac{\text{製品の価額(FOB)} - \text{非原産材料価額(CIF)}}{\text{製品の価額(FOB)}} \times 100$$

第27条 域内原産割合の算定

1 製品のRVCは、次の計算式により算定する。

$$\frac{100 - (40 + 10 + 15)}{100} = 35\% < 40\%$$

インド

まぐろフィレ
(第03.04項)

CIF\$40



中国

とうもろこし
(第07.12項)

CIF\$10



ベトナム

かつお節
(第16.04項)

CIF\$15



タイ



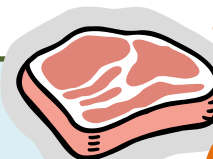
ペットフード
第2309.10号

FOB \$100

豚肉

CIF\$10

(第02.06項)

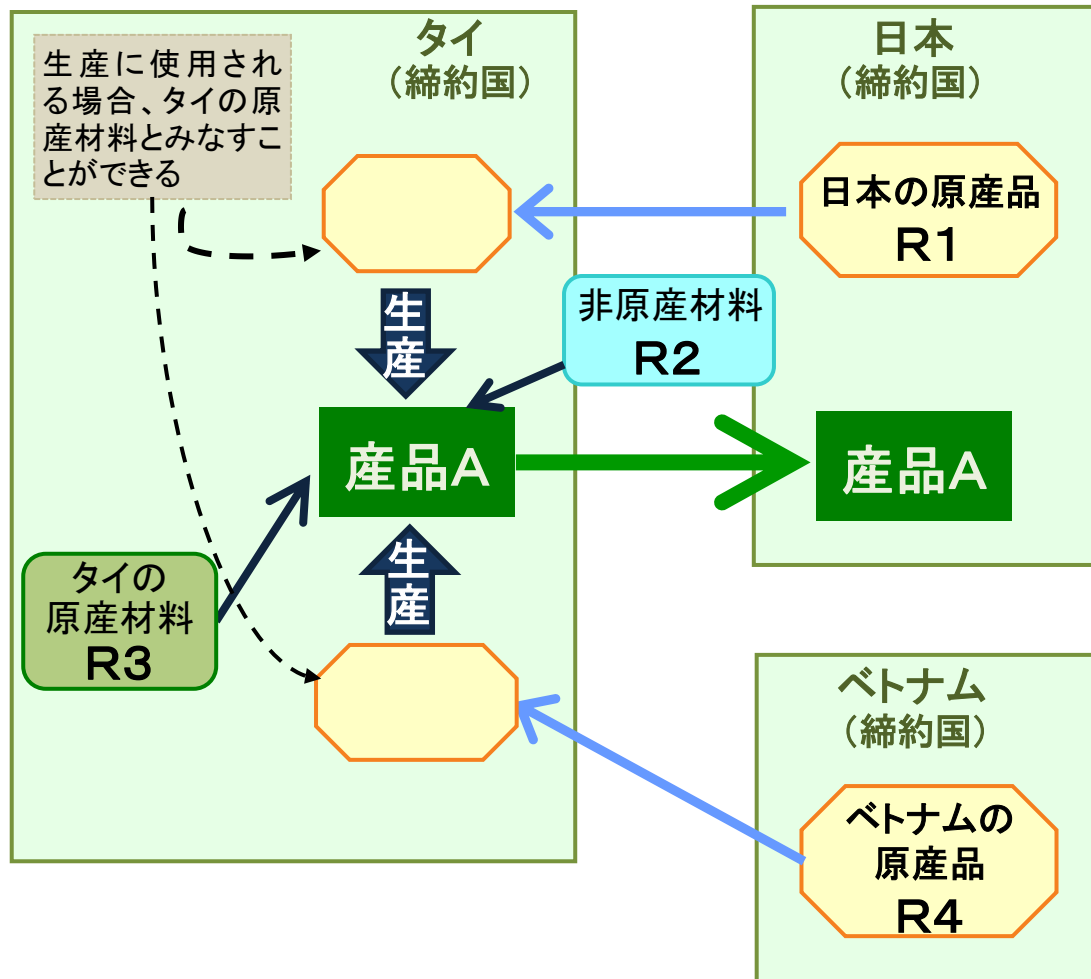


原産材料

日アセアンEPA
上のタイ原産品と
認められない？

(確認)

日アセアンEPAにおける累積



日本以外の締約国(左図では、ベトナム)の原産品に関しても、生産に使用されれば、累積の規定の適用により、タイの原産材料とみなすことが可能。

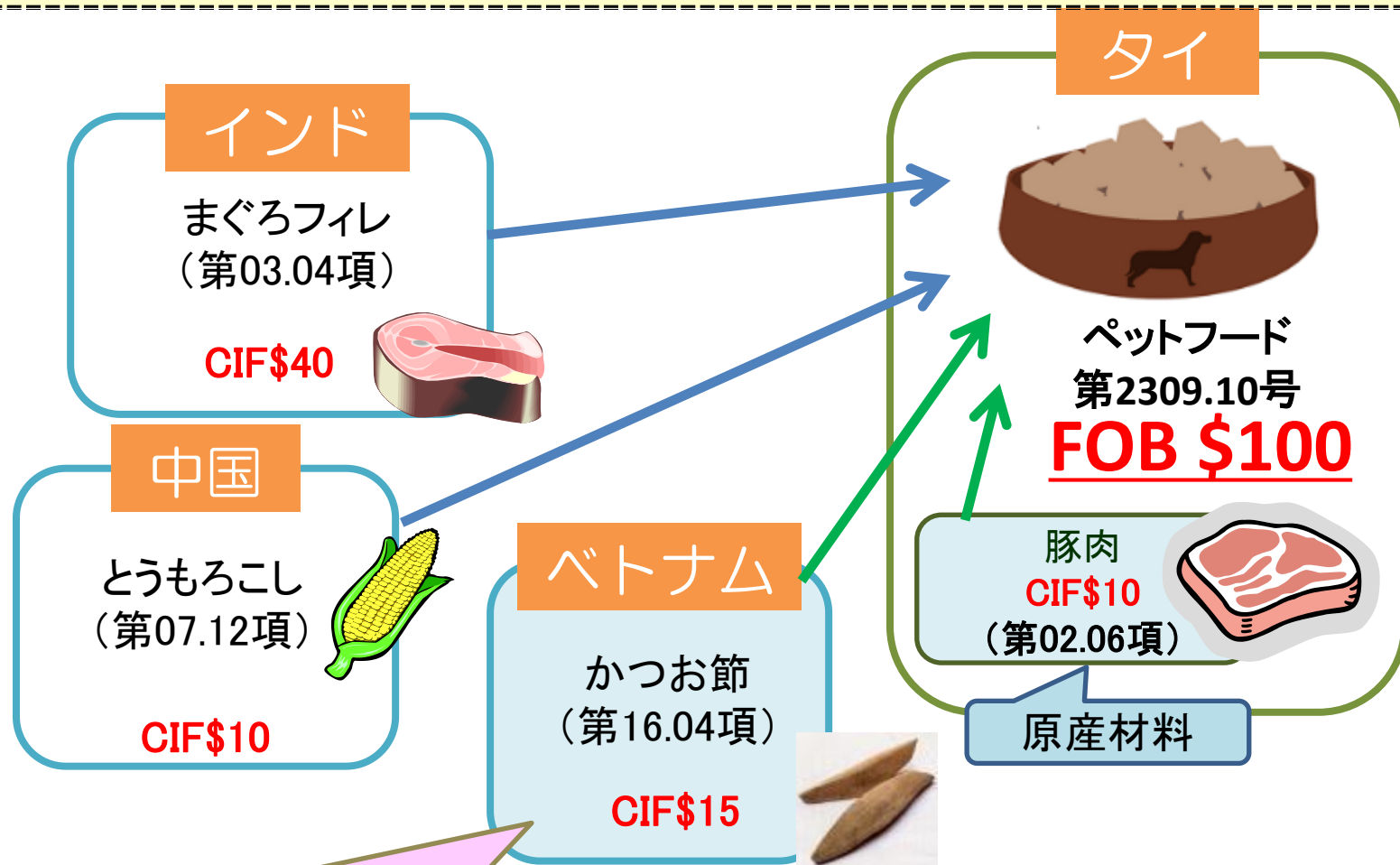
⇒従来の二国間EPAに比べ、(概念的には)原産資格を獲得し易くなっている。

(3) ペットフード(日アセアンEPA)

-2. 日アセアンEPAの場合

日アセアンEPA第29条 累積

締約国の原産材料であって、他の締約国において生産するために使用されたものについては、当該産品を完成させるために作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみなす。



累積の規定を適用し、原産材料とみなすことができる

(3) ペットフード(日アセアンEPA)

-2. 日アセアンEPAの場合

$$\text{RVC(域内原産割合)} = \frac{\text{製品の価額(FOB)} - \text{非原産材料価額(CIF)}}{\text{製品の価額(FOB)}} \times 100$$

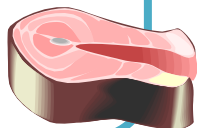
第27条 域内原産割合の算定
1 製品のRVCは、次の計算式により算定する。

$$\frac{100 - (40 + 10)}{100} = 50\% \geq 40\%$$

インド

まぐろフィレ
(第03.04項)

CIF\$40



中国

とうもろこし
(第07.12項)

CIF\$10



ベトナム

かつお節
(第16.04項)

CIF\$15



原産材料

タイ



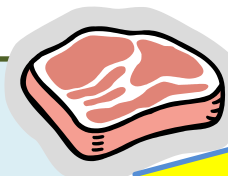
ペットフード
第2309.10号

FOB \$100

豚肉

CIF\$10

(第02.06項)



原産材料

日アセアン
EPA上のタイ
原産品と
認められる

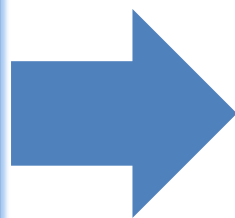
(4) 8-ヒドロキシキノリン
(日タイEPA)

(4) 8-ヒドロキシキノリン(日タイEPA)

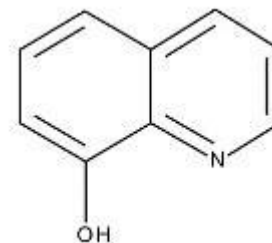
タイで8-ヒドロキシキノリン(HS2933.49)を生産するが、日タイEPA上のタイ原産品と認められるか？

材料

- 韓国産キノリン
(第2933.49号)
- 中国産水酸化カリウム
(第28.15項)
- タイ原産品硫酸
(第28.07項)
- タイ原産品水酸化ナトリウム
(第28.15項)



タイ



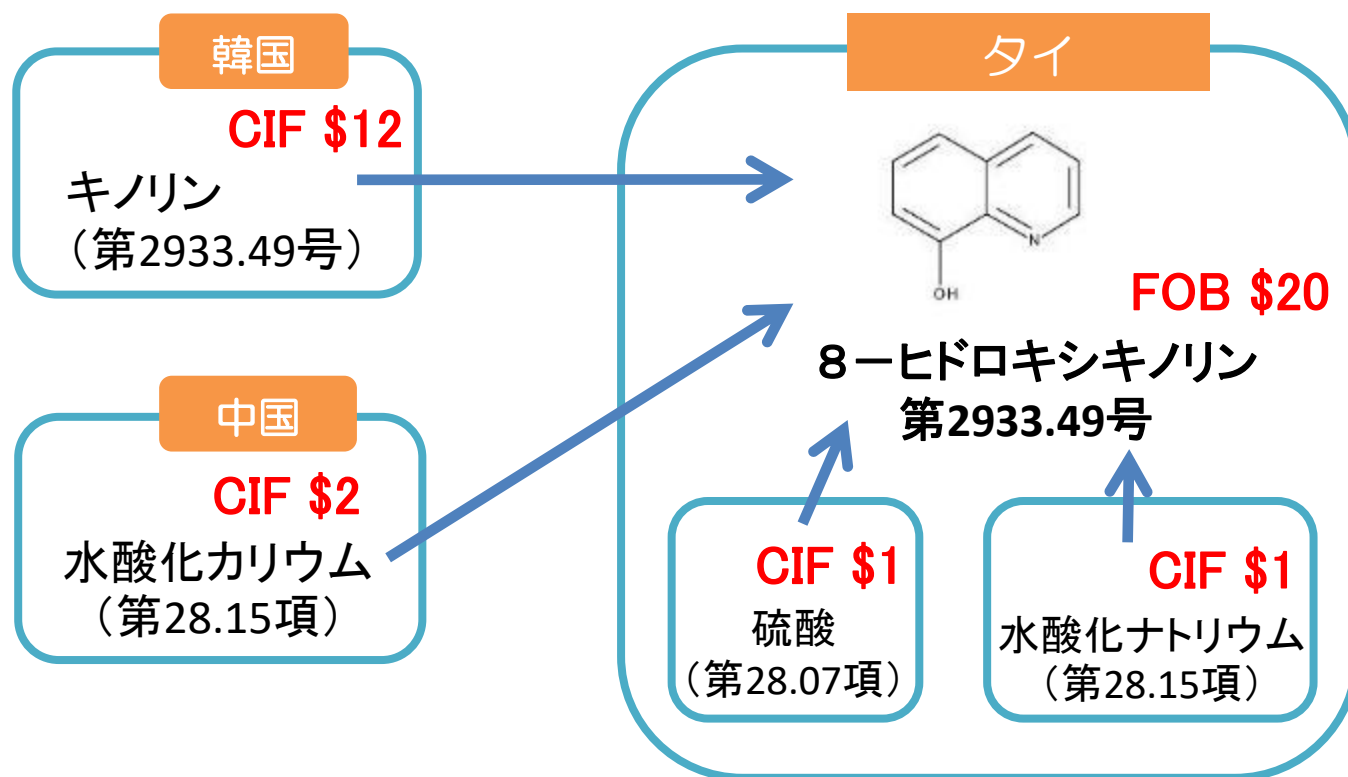
8-ヒドロキシキノリン
第2933.49号

(4) 8-ヒドロキシキノリン(日タイEPA)

どれか1つを満たせばよい。

日タイEPA品目別規則 第2932.11号—第2934.99号：

- ① 第2932.11号から第2934.99号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、
- ② 原産資格割合が40パーセント以上であること(第2932.11号から第2934.99号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、
- ③ 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第2932.11号から第2934.99号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)



日タイEPA第30条
(僅少の非原産材
料)の規定におけ
る閾値は、第29類
の産品については、
産品のFOB価額の
10%以下。

(4) 8-ヒドロキシキノリン(日タイEPA)

日タイEPA品目別規則 第2932.11号—第2934.99号：

- ① 第2932.11号から第2934.99号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

$$\frac{\$12}{\$20} = 60\% > 10\%$$

僅少
適用
不可

韓国

CIF \$12

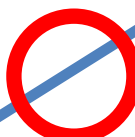
キノリン
(第2933.49号)



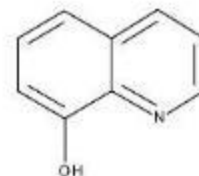
中国

CIF \$2

水酸化カリウム
(第28.15項)



タイ



FOB \$20

8-ヒドロキシキノリン
第2933.49号

CIF \$1

硫酸
(第28.07項)

CIF \$1

水酸化ナトリウム
(第28.15項)

日タイEPA上のタイ
原産品と認められない。

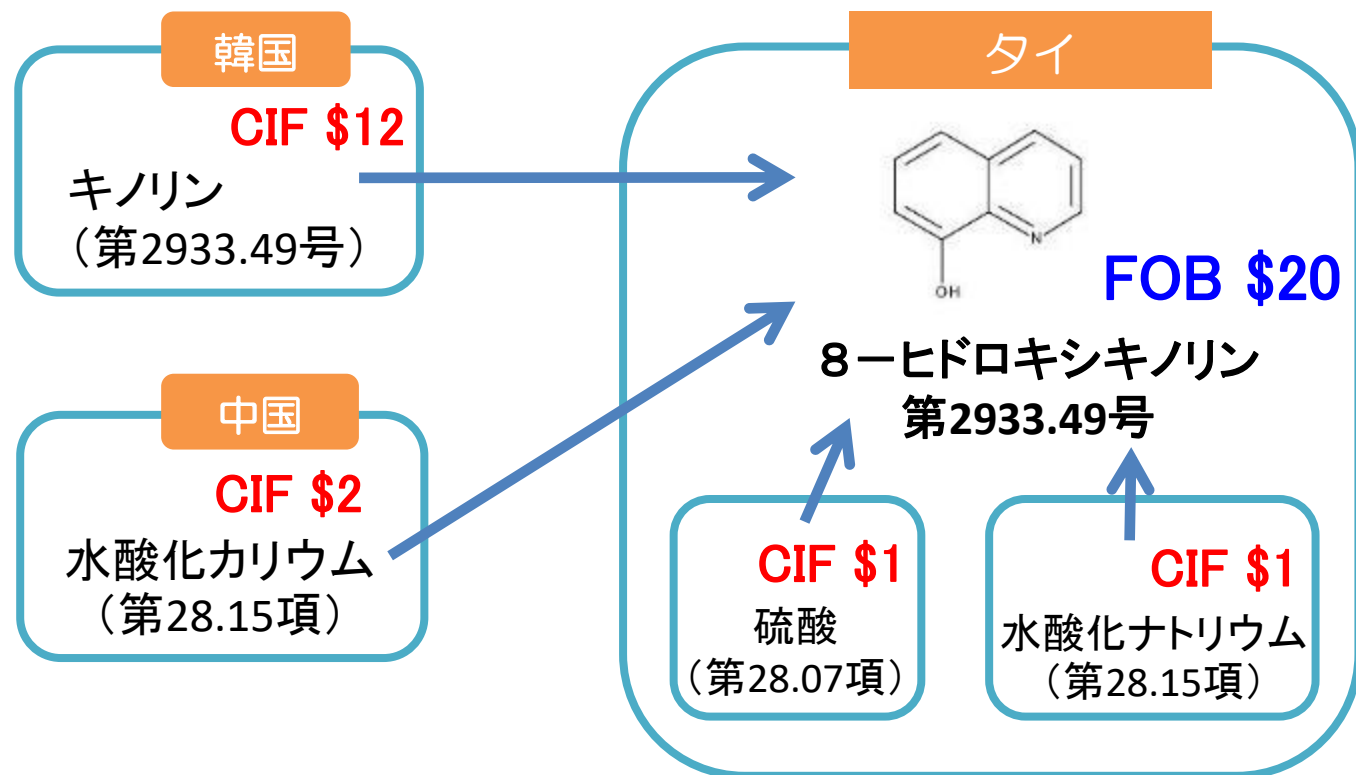
日タイEPA第30条
(僅少の非原産材
料)の規定におけ
る閾値は、第29類
の産品については、
産品のFOB価額の
10%以下。

(4) 8-ヒドロキシキノリン(日タイEPA)

日タイEPA品目別規則 第2932.11号—第2934.99号：

② 原産資格割合が40パーセント以上であること(第2932.11号から第2934.99号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{産品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{産品の価額}} = \frac{\$20 - (\$12 + \$2)}{\$20} = 30\% < 40\%$$

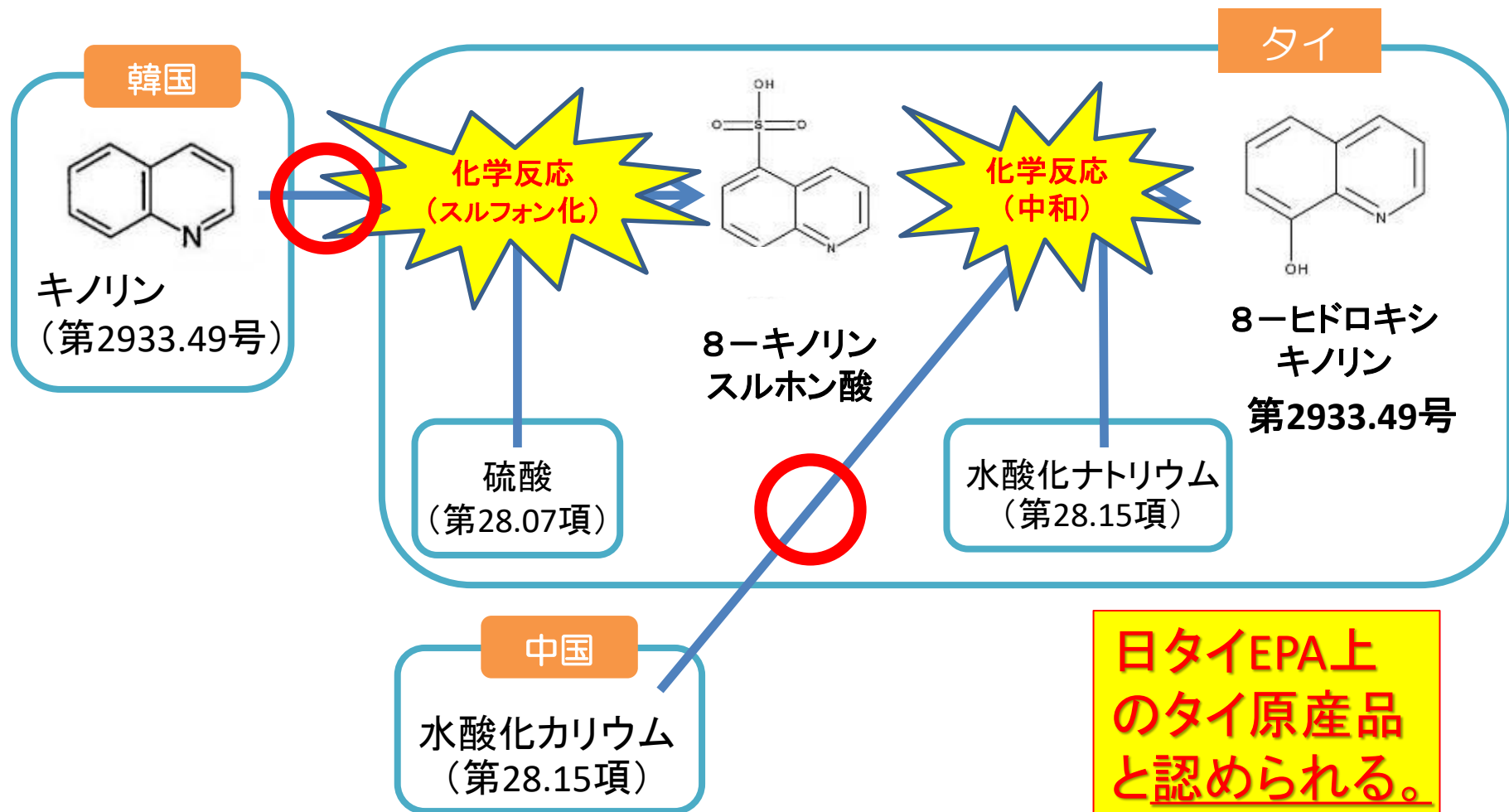


日タイEPA上のタイ原産品と認められない。

(4) 8-ヒドロキシキノリン(日タイEPA)

日タイEPA品目別規則 第2932.11号—第2934.99号：

③ 使用される非原産材料についていずれかの締約国において**化学反応**、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第2932.11号から第2934.99号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)



◎「化学反応」、「精製」、「異性体分離」及び「生物工学的工程」の定義（日タイEPA品目別規則第6部注釈の抜粋）

(a)「化学反応」とは、1の工程(生化学的工程を含む。)であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな原子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものい、次の事項を含まない。

- (i)水その他溶媒への溶解
- (ii)溶媒(溶媒水を含む。)の除去
- (iii)結晶水の追加又は除去

(b)「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- (i)存在する不純物の含有量の80%以上の除去をもたらす工程
- (ii)1又は2以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程
 - (AA)医薬用、医療用、化粧品、獣医用又は食品等級の物質
 - (BB)分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬
 - (CC)マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分
 - (DD)特殊光学的用途
 - (EE)生物工学的用途
 - (FF)分離工程に用いる支持体
 - (GG)原子力等級用途

(c)「異性体分離」とは、異性体の混合物からの1の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(d)「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

- (i)微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変
- (ii)細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

(※) 上記規定があるEPA ⇒ シンガポール、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、オーストラリア

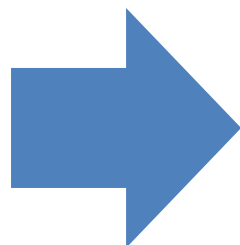
(5) 女性用革靴(日ベトナムEPA)

(5) 女性用革靴(日ベトナムEPA)

ベトナムで女性用革靴(HS64.03)を生産するが、日ベトナムEPA上のベトナム原産品と認められるかどうか？

材料

- 中国産プラスチック
(第39.21項)
- 中国産革地
(第41.07項)
- ベトナム所在の会社から購入した靴底
(第64.06項)



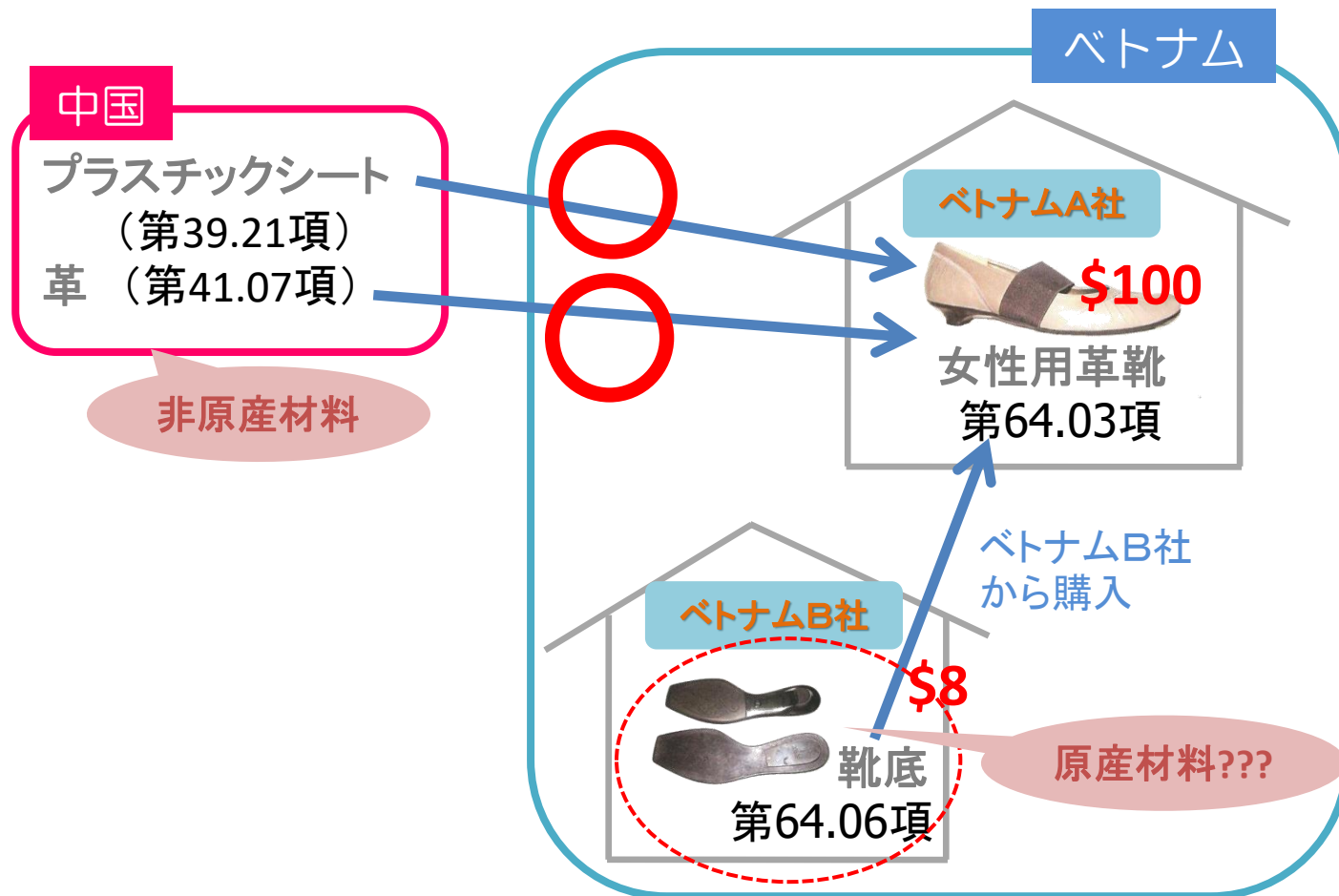
ベトナム



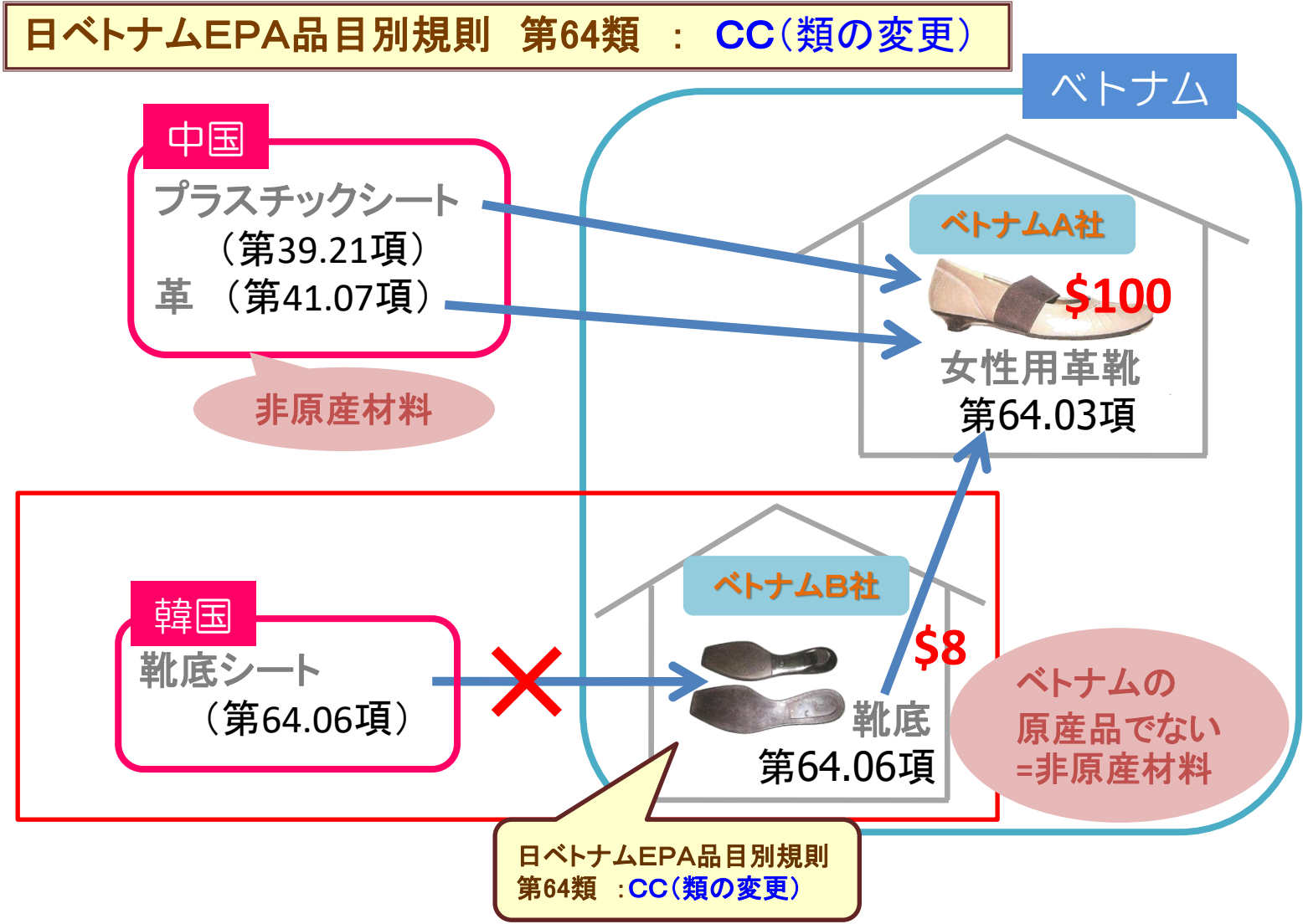
女性用革靴
第64.03項

(5) 女性用革靴(日ベトナムEPA)

日ベトナムEPA品目別規則 第64類 : CC(類の変更)



(5) 女性用革靴(日ベトナムEPA)



(5) 女性用革靴(日ベトナムEPA)

日ベトナムEPA品目別規則 第64類 : CC(類の変更)

中国
プラスチックシート
(第39.21項)
革 (第41.07項)

非原産材料



ベトナム

ベトナムA社



\$100

女性用革靴
第64.03項

ベトナムB社



靴底
第64.06項

\$8

品目別規則を
満たさない。
しかし
僅少の規定は
???

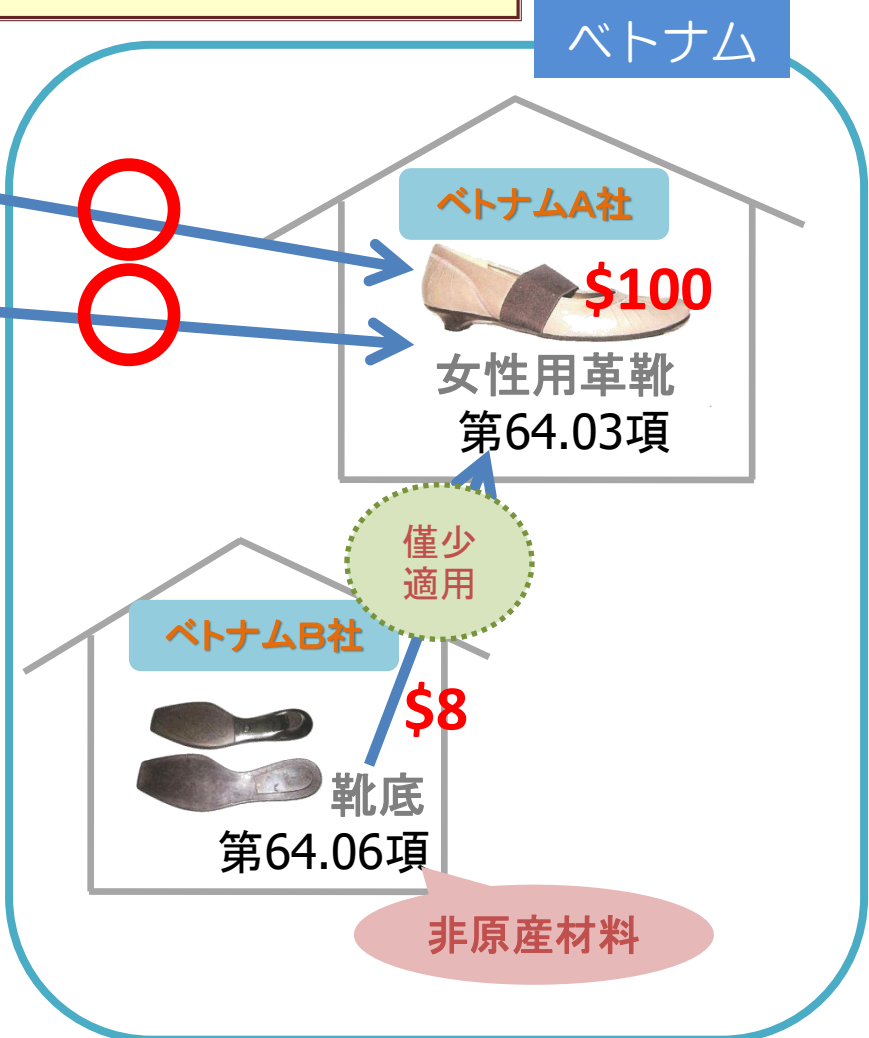
非原産材料

(5) 女性用革靴(日ベトナムEPA)

日ベトナムEPA品目別規則 第64類 : CC(類の変更)

中国
プラスチックシート
(第39.21項)
革 (第41.07項)

非原産材料



【日ベトナムEPA第28条
僅少の非原産材料】
第64類: 製品のFOBの10%以下

$$\frac{8}{100} = 8\% \leq 10\%$$

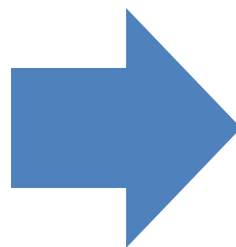
僅少の非原産材料の規定を適用すれば、日ベトナムEPA上のベトナム原産品と認められる。

(6) 女子用ブラウス(6206項) ししゅうした
産品(日EUEPA)

EUで女性用ブラウス(HS62.06)を生産するが、日EU EPA上のEU原産品と認められるかどうか？

材料

- 綿糸 (52類)
- ポリエステル製刺繍糸 (54類)
- ポリエステル製縫糸 (54類)
- ポリエステル製織りラベル (58類)
- ボタン (96類)



ベトナム



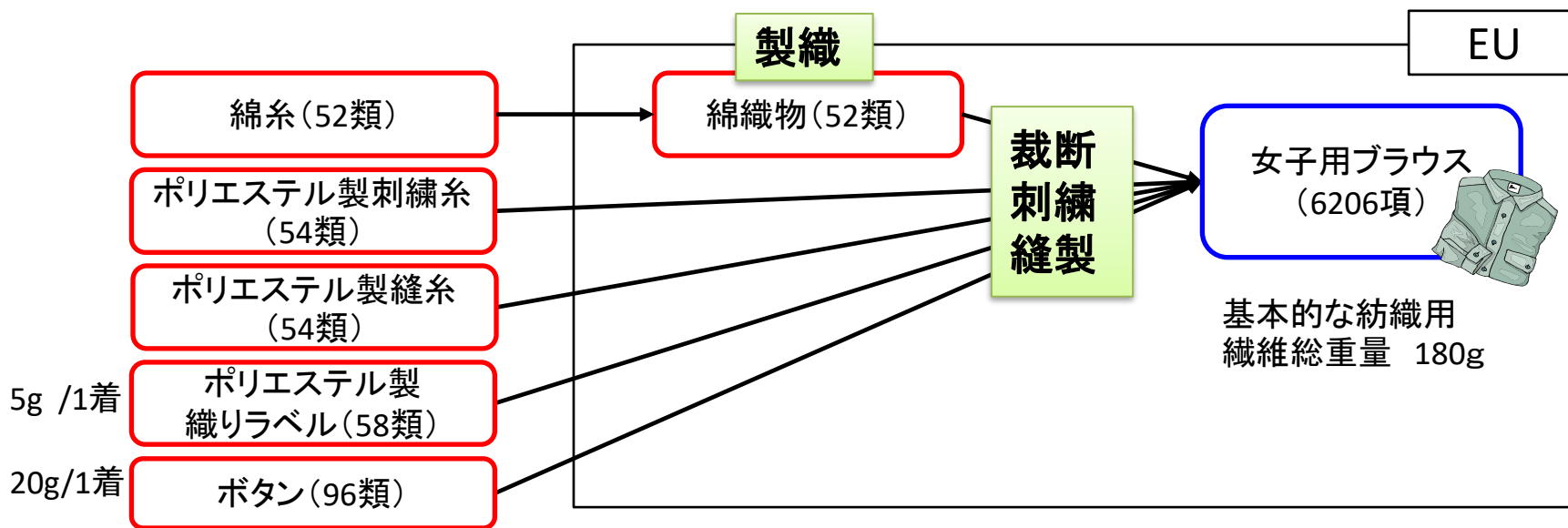
女性用ブラウス
第64.06項

(6) 女子用ブラウス(6206項) ししゅうした産品(日EUEPA)

女子用ブラウス(62.06項) ししゅうした産品①

① 製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は

② ししゅうしていない織物からの生産(ただし、非原産であるししゅうしていない織物であって、生産において使用されるものの価額が産品のEXWの40%又はFOBの35%を超えないことを条件とする)



品目別規則①について検討

女子用ブラウス(6206項) ししゅうした産品①

製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ

原産地規則解釈例規 (平成26年6月13日財関第598号)

第3章(その他の原産地基準等関連)

2. EU協定附属書3-A(品目別原産地規則の注釈)注釈3第3項の規定について

EU協定の附属書3-A注釈3第3項中、「固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない」とは、その固有の性質上、品目別規則を満たすことが出来ない非原産材料については、原産性の判断を行うに当たり、考慮する必要はないことを意味する。例えば以下の場合を含む。

同協定附属書3-Bにおいて、第二欄に記載する規則が「製織と製品にすること(布の裁断を含む)との組合せ」の場合、製織することが出来ない非原産材料(メリヤス編み又はクロセ編みしたもの等)については、当該加工工程の要件を考慮する必要はない。

→刺繍糸、縫糸などは、「製織」という工程が発生し得ない材料なので品目別規則の加工工程要件を考慮しなくてよい。

この事例では、綿織物と織りラベルが品目別規則を考慮しなくてはならない材料。

綿織物: EU域内で製織、裁断されて製品化されている→品目別規則を満たす

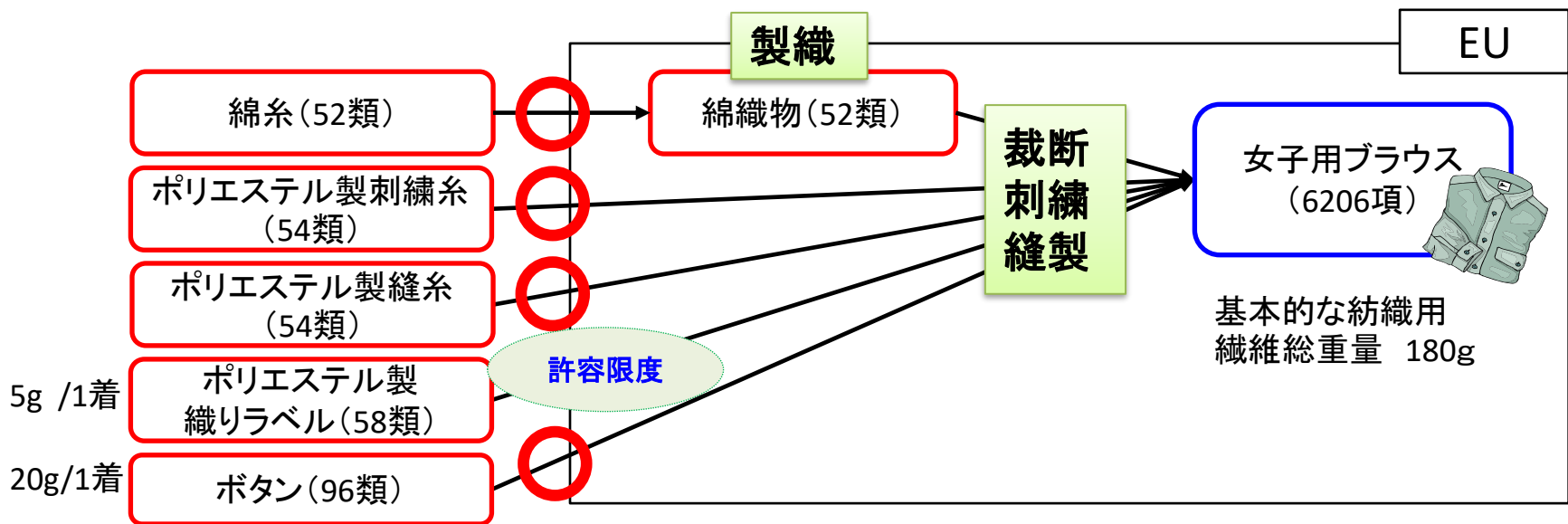
織りラベル: EU域内で製織されていない→品目別規則を満たさない。→許容限度の検討

(6) 女子用ブラウス(6206項) ししゅうした産品(日EU EPA)

女子用ブラウス(62.06項) ししゅうした産品①

① 製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は

② ししゅうしていない織物からの生産(ただし、非原産であるししゅうしていない織物であって、生産において使用されるものの価額が産品のEXWの40%又はFOBの35%を超えないことを条件とする)



[許容限度 注釈7-2]

$$\text{織りラベル } 5\text{g} \div \text{基本的な紡織用繊維の総重量 } 180\text{g} = 2.8\% \leq 10\%$$

産品は、織りラベルが品目別規則を満たさないが、
許容限度を満たすので、日EU協定上のEU原産品

(6) 女子用ブラウス(6206項) ししゅうした産品(日EUEPA)

女子用ブラウス(6206項) ししゅうした産品① 原産品申告書類

① 製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は

② ししゅうしていない織物からの生産(ただし、非原産であるししゅうしていない織物であって、生産において使用されるものの価額が産品のEXWの40%又はFOBの35%を超えないことを条件とする)

輸出者から提出された資料

輸出者による自己申告

(Period : from to)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No ...[0123456789](#).) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ...[the European Union](#)... preferential origin.

(Origin criteria used)

...[C3, E](#).....

(Place and date)

[Via Privata Cesare MangiliXX/XX, 20121, Milano, Italy XX.XX.2019](#)

(Printed name of the exporter)

[ITALY FASHION CO.,LTD.](#)

品名：女子用ブラウス

品番：XXXXXX

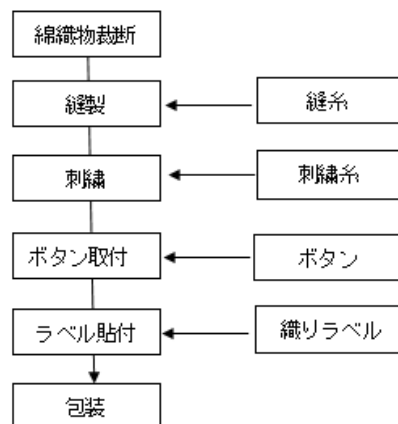
材料表

	材料名	重量	備考
1	綿織物	150g	綿100% 製織工場：フランス××州
2	刺繍糸	20g	ポリエステル100%
3	縫糸	5g	ポリエステル100%
4	織りラベル	5g	ポリエステル100%
5	ボタン	20g	

<製造工程>

製造工場：ITALY FASHION CO.,LTD

(Via Privata Cesare Mangili XX/XX, 20121, Milano, Italy)



(6)女子用ブラウス(6206項) ししゅうした産品(日EUEPA)

原産品であることに係る追加的な説明(日EU協定)

産品が原産性の基準を満たすことの説明(日EU協定)

作成日: 年 月 日

1. 仕入書の番号及び発行日(仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載して下さい。)

ABC12345 2020.10.XX

2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明

<原材料>

- ①織物(綿100%): フランス××州にて製織
- ②刺繍糸(ポリエステル100%)
- ③縫糸(ポリエステル100%)
- ④織りラベル(ポリエステル100%) 注釈7-2 許容限度 5/180g = 2.8%
- ⑤ボタン

<製造工程>

イタリア所在の輸出者の工場において、綿織物を裁断、刺繍、縫製する。

材料①～③は EU 域内において製織及び製品にする工程を経ており、品目別規則を満たすことから、本品は日EU協定上のEU原産品である。

96 類の⑤は注釈8-2により、④は注釈7-2の許容限度内であるため、品目別規則を考慮しない。

上記事実は別添材料表及び製造工程表により確認することができる。

3. 作成者

氏名又は名称: ITALY FASHION CO. LTD. 印又は署名

住所又は居所: Via Privata, Cesare MangiliXX/XX, 20121, Milano, Italy

(代理人が作成した場合)

氏名又は名称: _____ 印又は署名

住所又は居所: _____

説明には、以下のことを記載

●材料

●EU域内で製織され、生地を裁断し、製品化していること

●ラベルは注釈7-2の許容限度内であること

注釈7の許容限度を適用していることから、産品の材料に2種類以上の基本的な繊維が使用されていることがわかるよう材質を記載

様式は任意

(6) 女子用ブラウス(6206項) ししゅうした産品(日EU/EPA)

手続簡略化

原産品であることに係る追加的な説明(資料)が提供できない場合

(注) 輸出者自己申告の場合のみの取扱

旧

原産性を明らかにする情報が提出できない場合、その旨と理由を原産品申告明細書に記載する。

<原産品申告明細書記載要領> 税関様式 第 5298 号

原産品 申告明細書
(ロオーストラリア協定、ロTPP11協定、ロEU協定)

1. 仕入書の番号及び日付
No.AB00001 2019.6.1

2. 原産品申告書における産品の番号 [1]

3. 産品の関税分類番号 第2204.21号

4. 適用する原産性の基準
MO 又は A PE 又は B
PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること)
CTC 又は 1・VW 又は 2・SP 又は 3・DMI 又は E・ACU 又は D

5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明

輸出者が、営業秘密を理由に情報を開示できないとしており、産品が原産性を満たすことについて情報をもっておりません。

6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者
生産者 輸出者 輸入者

7. その他

8. 備考

原産性を明らかにする書類が提出できない場合は、提出できない理由とその旨を記載する。

※10 又は 11: 完全生産品、12 又は 13: 産品材料の大部分が産品された産品、14 又は 15: 商業的決定基準を満たす産品、16 又は 17: 関税分類変更基準、18 又は 19: 付加価値基準、20 又は 21: 加工工程基準、22 又は 23: 産品材料の大部分が産品された産品、24 又は 25: 産品材料の大部分が産品された産品

8/1からの暫定的な措置

原産性を明らかにする書類が提出できない場合、

- ① NACCSの記事欄(税関用)に特定の文言を入力
「私は産品が原産品であることに係る追加的な説明は提供できません。」

NACCS画面

納期限延長 B/P申請事由 納付方法 口座番号 担保番号

記事(税関) 私は産品が原産品であることに係る追加的な説明は提供できません

記事(通関)

- ② 原産品申告明細書の提出を省略

産品が原産性の基準を満たすことの説明 (日 EU 協定)

作成日: 年 月 日

1. 仕入書の番号及び発行日、産品が原産品である理由(産品材料の大部分が産品された産品)を記載する仕入書について記載して下さい。

2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明

提出省略

12/1までに実施する措置

原産性を明らかにする書類が提出できない場合、

- ① NACCSに特定のコード等を入力
(入力コード等については、決定次第別途案内します。)

NACCS画面

原産地* EU - XXXX

輸入令別表

課税価格

特定のコード等

- ② 原産品申告明細書の提出を省略

産品が原産性の基準を満たすことの説明 (日 EU 協定)

作成日: 年 月 日

1. 仕入書の番号及び発行日、産品が原産品である理由(産品材料の大部分が産品された産品)を記載する仕入書について記載して下さい。

2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明

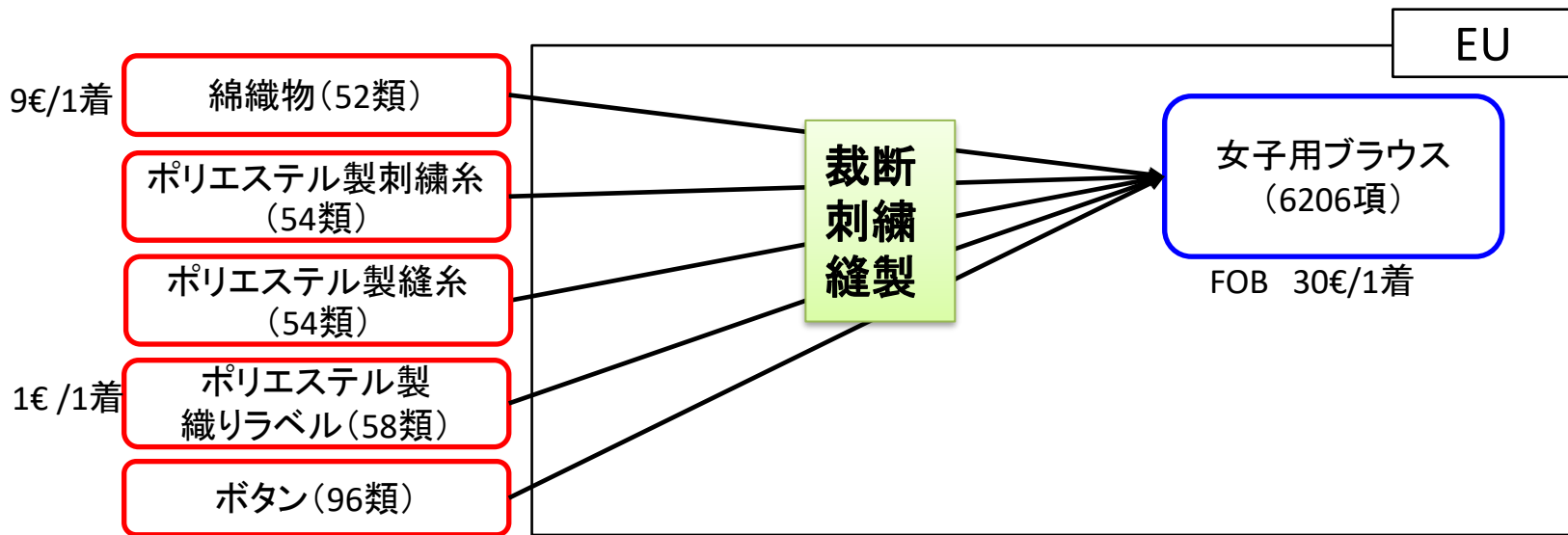
提出省略

(6) 女子用ブラウス(6206項) ししゅうした産品(日EU EPA)

女子用ブラウス(6206項) ししゅうした産品②

① 製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は

② ししゅうしていない織物からの生産(ただし、非原産であるししゅうしていない織物であって、生産において使用されるものの価額が産品のEXWの40%又はFOBの35%を超えないことを条件とする。)



品目別規則②について検討

綿織物+織りラベル(非原産のししゅうしていない織物)の価額 $10 \div 30\text{€} = 33.33\%\dots$ → ()内の要件を満たす。
全ての非原産材料について、EU域内で製品化しているため、要件を満たす。

産品は品目別規則を満たすので、日EU協定上のEU原産品

(6) 女子用ブラウス(6206項) ししゅうした産品(日EUEPA)

女子用ブラウス(6206項) ししゅうした産品② 原産品申告書類

① 製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は

② ししゅうしていない織物からの生産(ただし、非原産であるししゅうしていない織物であって、生産において使用されるものの価額が産品のEXWの40%又はFOBの35%を超えないことを条件とする。)

輸出者による自己申告

(Period : from to)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No ...[0123456789](#).) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ...[the European Union](#)... preferential origin.

(Origin criteria used)

...[C3](#).....

(Place and date)

[Via Privata Cesare MangiliXX/XX, 20121, Milano, Italy XX.XX.2019](#)

(Printed name of the exporter)

[ITALY FASHION CO.,LTD.](#)

輸出者から提出された資料

品名:女子用ブラウス(FOB 価格 30€)

品番:XXXXXX

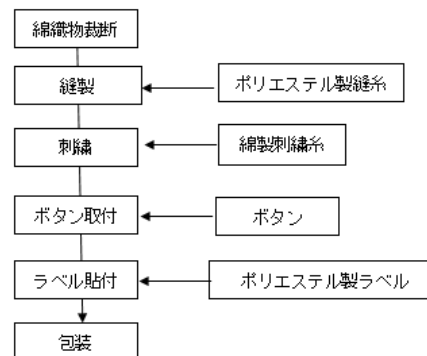
製造原価計算書

			価格(€)
直接費	材料費	1 綿織物	9
		2 刺繍糸	■
		3 縫糸	■
		4 織リラベル	1
		5 ボタン	■
		労務費	■
間接費	開発費		■
	水道光熱費		■
	減価償却費		■
合計			■

<製造工程>

製造工場:ITALY FASHION CO.,LTD

(Via Privata Cesare Mangili XX/XX, 20121, Milano, Italy)



(6) 女子用ブラウス(6206項) ししゅうした産品(日EU/EPA)

女子用ブラウス(6206項) ししゅうした産品② 原産品申告書類

原産品申告明細書

(オーストラリア協定、TPP11 協定、EU 協定)

旧税関様式

1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345、2019.XX.XX	
2. 原産品申告書における産品の番号 [1]	3. 産品の関税分類番号 第 6206.30 号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO 又は A <input type="checkbox"/> PE 又は B <input checked="" type="checkbox"/> PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) <input type="checkbox"/> CTC 又は 1・ <input type="checkbox"/> VA 又は 2・ <input checked="" type="checkbox"/> SP 又は 3・ <input type="checkbox"/> DMI 又は E・ <input type="checkbox"/> ACU 又は D	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> (すべて非原産材料) ①綿織物: 価額 9€/1 着 ②刺繍糸: ③縫糸: ④織りラベル: 価額 1€/1 着 ⑤ボタン 非原産のししゅうしていない織物 (①、④) 価額 10€/FOB 価額 30€ = 33.33% <製造工程> イタリア〇〇州にある輸出者の工場において、以下の通り製造する。 生地の裁断→刺繍→縫製→包装 当該産品はイタリアにおいてししゅうされていない織物から製造されるものであり、かつ、織物価格が FOB 価格の 35%以内であることから、品目別規則を満たす。したがって、本品は日 EU 協定上の EU 原産品である。 上記事実は製造原価計算書及び製造工程表により確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 輸入者	

明細書では以下のことを説明

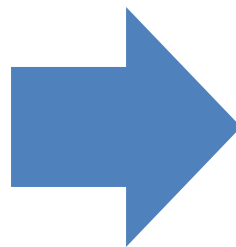
- 材料
- EU域内でししゅうしていない織物から製品にし、かつ、その織物の価額がFOB価格の35%以内であること

(7) トマトジュース (第20.09項)
(日米貿易協定)

米国でトマトジュース(HS2009.50)を生産するが、日米貿易協定上の米国原産品と認められるかどうか？

材料

- トマト (第7類)
- トマトピューレ (第20類)
- 食塩 (第25類)
- 酸味料 (第29類)
- 香料 (第33類)



米国



(7) トマトジュース(20.09項) (日米貿易協定)

まず、輸入しようとする産品が日本国の表に掲げられているかを確認する。

● 第B節 第5款 日本国の表

トマトジュースの関税分類番号(HS) = 第2009.50号

	パイナップルジュース		
2009.41	ブリックス値が20以下のもの		
	2 その他のもの		
2009.41.200	(2) その他のもの	25.5%	B11
2009.50	トマトジュース		
200950.100	1 砂糖を加えたもの	29.8%	B6
200950.200	2 その他のもの	21.3%	B6
	びん入りジュース(びん入り搾汁を含む。)		
2009.61	ブリックス値が30以下のもの		
200961.200	2 その他のもの	19.1%	B6
2009.69	その他のもの		



➤ 日米協定においては、品目別原産地規則は第C節第2款パラ1(a)~(p)に掲げられている産品にのみ規定されている。

「日本国の表」に掲げられていない品目も含まれていることに注意。

● 第C節 第2款 パラ1

この款及び次款の規定は、次の類、項、号及び品目に分類される産品について適用する。

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| (a) 第1類から第2類までの各類 | (i) 第22.09項 |
| (b) 第4類から第15類までの各類 | (j) 第23類 |
| (c) 第16.01項から第16.03項までの各
項 | (k) 第2905.43号から第2905.45号までの各号 |
| (d) 第17類から第21類までの各類 | (l) 第33.01項 |
| (e) 第22.02項 | (m) 第35.01項から第35.02項までの各
項 |
| (f) 第22.04項 | (n) 第35.04項から第35.05項までの各
項 |
| (g) 関税分類番号2206.00-100 | (o) 第3809.10号 |
| (h) 関税分類番号2207.10-199 | (p) 第3823.11号から第3823.70号までの各
号 |

(7) トマトジュース (20.09項) (日米貿易協定)

● 第C節 第3款 品目別原産地規則 冒頭

前款1(a)から(p)までに分類される製品の各品目別原産地規則は、次の表に別段の定めがある場合を除き、CCとする。同表一欄に示す品目に該当する原産品については、同表二欄に定めるそれぞれの品目別原産地規則を適用する。

製品の関税分類番号(HS) = **第2009.50号** を品目別原産地規則の表で確認。
⇒ 規定がない。

第2009.50号に分類される製品の品目別原産地規則
CC ※

非原産材料 (= 原産材料ではないもの)



トマト
HS第07類



トマトピューレ
HS第20類

食塩
HS第25類

酸味料
HS第29類

香料
HS第33類



トマトジュース
HS第20類

二〇〇九・八九	二〇〇九・四一―二〇〇九・四九	統一システムに基づく分類	一欄
〇八一〇・九〇号のパスシオンフルーツからの変更を除く。)	CC (第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八〇七・二〇号の材料又は第〇八〇八・九〇号の材料からの変更を除く。)	品目別原産地規則	二欄

※ 品目別原産地規則の記号の意味 CC : 類(2桁)変更、CTH: 項(4桁)変更、CTSH: 号(6桁)変更

第2009.50号に分類される製品の品目別原産地規則
CC

非原産材料



トマト
HS第07類

食塩
HS第25類

酸味料
HS第29類

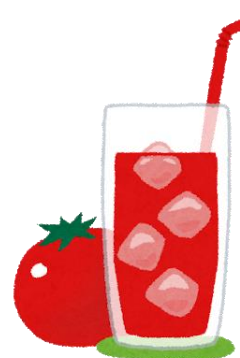
香料
HS第33類

- 材料と製品の関税分類番号(HS)との間に2桁レベルの変更がある。
→ **品目別原産地規則を満たす。**



トマトピューレ
HS第20類
CIF価格 US\$8

- 材料と製品の関税分類番号(HS)との間に2桁レベルの変更がない。
→ **品目別原産地規則を満たさない。**
→ **僅少の非原産材料(デミニミス) の適用を検討する。**
- トマトピューレ\$8 / トマトジュース\$100 × 100 = 8% < 10%
∴ トマトピューレの価額はトマトジュースの価額の10%以下。
→ **僅少の非原産材料の規定を満たす。**




トマト
ジュース
HS第20類
FOB価格
US\$100

原産品申告書を作成する。

原産品申告書

(米日協定)

本様式は、協定附属書第I第9節第1款パラ9(a)に基づき自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができます。

1. 輸出者の氏名又は名称及び住所 American Juice Company 12345, XX Street, Seattle, WA, 98000			
2. 生産者の氏名又は名称及び住所 同上			
3. 輸入者の氏名又は名称、住所及び電話番号 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68、03-3456-XXXX			
No.	4. 製品の概要(品名及び、仕入書の番号)	5. 関税分類番号 (6桁、HS 2017)	6. 適用する原産性の基準※
1	トマトジュース(TOMATO JUICE)、品番: 11223344 仕入書: ABC-T-012345、2019.12.20	第 2009.50号	PSR, DMI
7. その他の特記事項			
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 (代理人の氏名又は名称及び住所又は居所)		印又は署名 	印又は署名
作成日 2020年 1月 17日			

以上のとおり、4 に記載する商品は、日米貿易協定に基づく原産品であることを申告します。

※1: 完全生産品、PE: 原産材料のみから完全に生産される商品、PSR: 品目別原産地規則を満たす商品、DMI: 僅少の非原産材料

(規格 A 4)

輸入者は、輸入しようとする商品が日米協定上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成する。

1. 輸出者の氏名又は名称及び住所

輸出者の住所は、締約国内の商品が輸出された場所とする。

4. 製品の概要

品名: トマトジュース(TOMATO JUICE)

ほか、品番、仕入書の番号、日付等、輸入申告と突合ができる情報を記載する。

5. 関税分類番号

第2009.50号

6. 適用する原産性の基準

品目別原産地規則を満たす商品なので「PSR」と記載。

僅少の非原産材料の規定を適用しているので「DMI」と記載。

原産品申告明細書を作成する。

原産品申告明細書 (米日協定)	
1. 仕入書の番号及び日付 ABC-T-012345, 2019.12.20	
2. 原産品申告書における製品の番号 1	3. 製品の関税分類番号 第 2009.50 号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR <input checked="" type="checkbox"/> DMI	
5. 上記4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> トマト(第7類)、食塩(第25類)、酸味料(第29類)、香料(第33類) トマトピューレ(第20類/CIF US\$8) 以上、全て非原産材料。 <製造工程> 米日所在の工場において、上記原材料を用いて搾汁等の製造工程を経て本品を製造する。 <原産性の基準の適用> 上記原材料のうちトマトピューレ以外は、品目別規則CCを満たす。 トマトピューレについてはCCを満たさないが、当該価額が製品の価額の10%未満であることから、僅少の非原産材料の規定を満たす。 ($\$8/\$100 \times 100 = 8\% < 10\%$) 以上により、本品は日米協定上の原産品である。 <関係書類> 別添の材料一覧表により、上記を確認した。	
6. その他の特記事項	
7. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 印又は署名 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 印又は署名 (代理人の氏名又は名称及び住所又は居所) 印又は署名 作成 2020年 1月 17日	

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから完全に生産される製品、PSR: 品目別原産地規則を満たす製品、DMI: 僅少の非原産材料

(規格A4)

4. 適用する原産性の基準

- 品目別原産地規則を満たす製品なので「PSR」にチェック。
- 僅少の非原産材料の規定を適用しているので、「DMI」にチェック。

5. 上記4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明

製品がどのように原産性の基準を満たしているかについて説明する。この例では以下のとおり。

- 原材料は全て非原産材料。
- トマトピューレ以外の非原産材料は品目別原産地規則「CC(類変更)」の条件を満たす。
- トマトピューレは品目別原産地規則の条件を満たさないが、僅少の非原産材料の規定を満たす。

$$\therefore \text{トマトピューレ} \$8 / \text{トマトジュース} \$100 \times 100 =$$

8%

<

10%

- 以上により、当該トマトジュースは日米協定上の原産品である。

関係書類を添付する。

原産品申告明細書の5.に記載した原産性の基準を満たすことを確認できる関係書類を添付する。

- 締約国の領域において生産されていること。
- 原産性の基準を満たすこと。
 - ・ トマトピューレ以外の非原産材料は第20類以外に分類されるものである。
 - ・ 第20類に分類されるトマトピューレについては僅少の非原産材料の条件を満たす価額である。

→ (添付例) 材料一覧表及び製造工程表
僅少の非原産材料を適用する原材料については、価額情報が必要になる。

僅少の非原産材料を適用する原材料は、価額情報が必要。

類変更の条件を満たす非原産材料については、産地の情報は不要。

AMERICAN JUICE COMPANY

Material List

Product : TOMATO JUICE
NO. : 11223344

	Material	HS code	remarks
1	Tomatoes	07	
2	Tomato puree	20	CIF US\$8
3	Salt	25	
4	Acidulants	29	
5	Flavors	33	

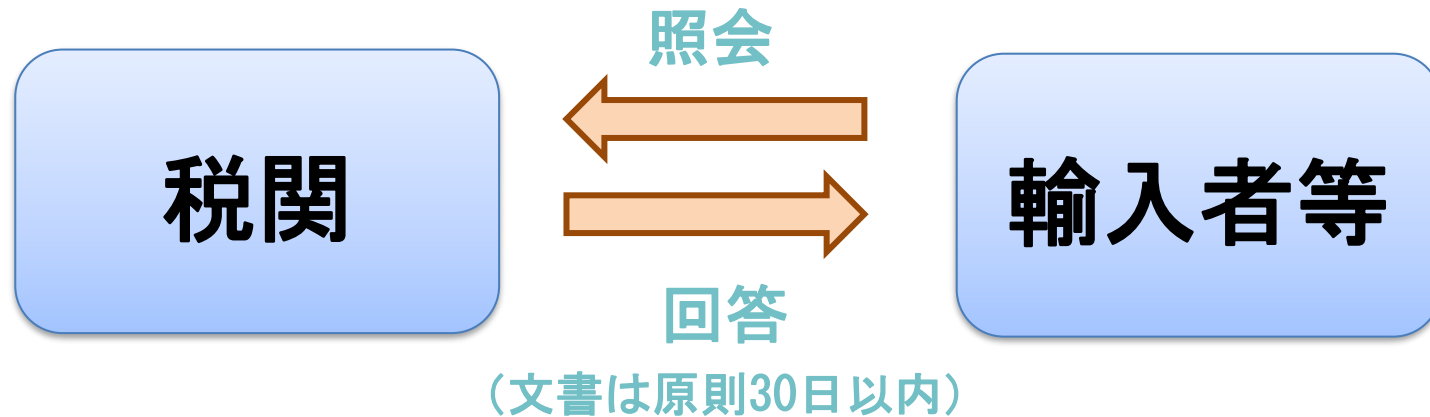
Product Processing Chart

```
graph TD; T[Tomatoes] --> S1[1. Receipt & Inspection]; S1 --> S2[2. Wash Spray]; S2 --> S3[3. Crusher & Press]; S3 --> S4[4. Filter]; S4 --> S5[5. Bottle Filling & Packaging]; A[Tomato puree<br/>Salt<br/>Acidulants<br/>Flavors] --> S4;
```

The Factory's Address: American Juice Company's Factory
12345, XX Street, Seattle, WA, 98000

American Juice Company
12345, XX Street, Seattle, WA, 98000

事前教示制度



【事前教示制度】

- 貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度。
- 輸入を予定している貨物の原産地、TPP11税率又は日EU・EPA税率（特惠関税）の適用の可否等を事前に知ることができ、（適用される税率が事前に分かることから）輸入にかかる費用等の計画を立てやすくなります。
- また、貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないのでご注意ください。

特恵税率適用に関する

「事後確認」の実施について

- 「事後確認」とは、経済連携協定又は一般特恵関税制度の下で、特恵税率を適用して輸入申告された貨物について、各経済連携協定及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後にその貨物が相手国の原産品であるか否かについての確認を行うことをいいます。
- 輸入者に対する事後確認は、原則として、書面による情報提供要請により実施されます。税関は、輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認します。
- 輸入者からの回答によって、税関が原産品であることを確認できた場合には特恵関税の適用が是認されます。一方、輸入者が回答をしない場合や不十分な情報の提供しかない場合には、特恵税率の適用が否認されることがあるためご注意ください。
さらに、回答内容によっては、税関から取引相手である輸出者や発給機関に対し情報提供要請や現地への訪問検証を行うこともあります。
- 以上の結果、輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、特恵税率の適用が否認されることとなり、また、事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなります。

各税関原産地規則担当部門連絡先

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関業務部原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関業務部首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関業務部原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関業務部原産地調査官	052-654-4205	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関清水税関支署原産地調査官	054-352-6114	nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関業務部首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関業務部首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関業務部原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関業務部原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

原産地規則・関連する税関手続について
ご質問等があればお気軽にお問い合わせください。

ご清聴ありがとうございました。



カスタム君